資料2-2

住民・事業者視点の行政改革　先進政策バンク登録政策一覧

	都道府県	タイトル	ページ番号
1	秋田県	いつでも、どこからでも申請手続が可能に!!	1
2	山形県	情報公開・提供の検証、見直しによる県行政の見える化の推進	2
3	宮城県	道端コミュニティ事業	4
4	新潟県	県内企業の海外展開をワンストップ窓口の設置で支援	5
5	新潟県	県と政令指定都市との間における二重行政の解消等に向けた取組	6
6	群馬県	災害に関連する情報を一覧表示し県民に情報提供	7
7	栃木県	農作物被害未然防止のための「とちぎ農業防災メール」配信	9
8	栃木県	とちぎ子どもの未来創造大学推進事業	10
9	栃木県	とちぎの女性活躍応援サイト「とちぎウーマンナビ」	14
10	栃木県	各種文書の年表記にかかる元号、西暦併記による分かりやすい文書の発信	15
11	埼玉県	クレジットカードを利用したガソリン調達事務の効率化	16
12	埼玉県	経済団体等への徹底的な意見聴取結果に基づく全庁をあげた規制改革	17
13	神奈川県	上下水道料金の支払方法としてLINE Payを導入	18
14	静岡県	道路管理事務の生産性向上	20
15	石川県	登山届の提出促進・提出しやすい環境整備	21
16	愛知県	民間事業者による有料道路運営事業の実施	22
17	三重県	失敗はKAIZENのもと	23
18	福井県	コンビニ収納サービス活用による診療費等未収金の発生防止	24
19	福井県	タブレット端末を活用し、県民に事業を動画、画像で分かりやすく説明	25

	都道府県	タイトル	ページ番号
20	福井県	全庁が連携して税外未収入金対策を推進	26
21	福井県	専任職員・国際交流員によるSNS・動画配信サイトを活用した情報発信	27
22	福井県	嶺南地域出身の県内学生に対する県職員住宅の貸付	28
23	滋賀県	建設業許可手続きの混雑解消	29
24	大阪府	民間資金活用型ESCO事業の推進	30
25	兵庫県	中小企業融資制度における県・政令指定都市の連携・協調	32
26	鳥取県	鳥取県における規制改革を推進し、国を上回る目標値(30%)の行政手続きコストの削減を1年間で達成	33
27	岡山県	県内どこでも申請者にやさしい開発許可手続きを目指して	35
28	広島県	全国初の手数料に係るコンビニ収納の実現	36
29	広島県	新たな旅券の早期発給制度の開始	37
30	山口県	「現場重視」「スピード重視」に向けた取組	38
31	徳島県	AIを活用したFAQサービス	39
32	愛媛県	EUC(エンドユーザコンピューティング)による電気工事士免状交付事務のシステム化	41
33	愛媛県	名義後援申請書様式の統一による利便性の向上	42
34	愛媛県	県版構造改革特区「えひめ夢提案制度」	43
35	福岡県	民間活力を活用した県有地の有効活用	44
36	佐賀県	現場目線の佐賀モデル ～事業者とのコラボで ワンランク上のキャンプ場 へ ～	45
37	大分県	モバイルワーク推進事業～タブレット端末で住民に迅速で分かりやすい説明を実現～	47
38	宮崎県	フードビジネスに取り組む事業者の様々な相談に対応する「フードビジネス相談ステーション」の設置	48
39	宮崎県	動物愛護センターの宮崎市との共同設置及びボランティアを活用した日曜日の犬猫譲渡会の開催	49

<table>
<tr><td>1</td><td>タイトル</td><td colspan="3">いつでも、どこからでも申請手続が可能に!!</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">行政ネットワーク整備事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>秋田県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">企画振興部情報企画課
018-860-4271
joho@pref.akita.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">【目的】
電子申請システムを、職員が申請様式を簡易に作成できるシステムに再構築することで、電子申請が可能な手続の拡大を推進する。

【取組内容】
電子申請の導入事例
o登山計画書の提出
登山計画書(登山届)をパソコンやスマートフォンから秋田県警察本部に提出できるようにしている。また、登山計画書の電子申請のサイトにつながる二次元コード付き立て看板を、登山道の入口に設置して、入山前の届出を呼びかけている。
o行政文書公開請求の受付
県に対する行政文書公開請求をインターネットによる電子申請で受け付けている。

【今後の展開】
庁内でのオンライン化対象手続の掘り起こしと職員向けの研修を行い、電子申請が可能な手続を拡大するとともに、県民向けの周知を行い、利便性の高い行政サービスの提供を図る。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>2</td><td>タイトル</td><td colspan="3">情報公開・提供の検証、見直しによる県行政の見える化の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」(通称:見える化委員会)での検証・検討を踏まえて、「情報公開」･「文書管理」などの 11 テーマについて住民視点に立った、行政手続や業務の見直しを推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>山形県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">総務部行政改革課
023-630-3168
ygyokaku@pref.yamagata.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 29 年 11 月 1 日
～ 平成 30 年 12 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">・情報公開・提供の内容を類型化のうえ、11 テーマを検証
・行革、文書、広報、危機管理、情報政策、統計担当課による各課、部局連携による見直しを推進
・見える化委員会の検証と並行し、随時迅速な見直しを実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 見直しの考え方
・平成 29 年 3 月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」の中で、県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取組みの推進を図っており、特に、県政の透明性を一層確保する取組みの具体化を検討。
・情報公開条例制定から 20 年を迎え、個人情報保護への県民の意識の変化、ICT の発達など、社会情勢も大きく変化。
⇒以上を踏まえ、外部有識者の視点も入れ、情報公開・提供全般について、検証・検討。
・平成 29 年 11 月に「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」(通称:見える化委員会)を設置。
2 見直しのポイント
○ 検討・検証に先立ち情報公開、提供を類型化
(1)請求があったら公開する義務がある
(2)請求とは無関係に法令上の公開義務がある
(3)任意的な情報提供
(4)その他(情報提供の手法)
⇒以上を踏まえ、詳細検証 11 テーマを設定。
3 改善案の主たる内容
○ 情報公開(公文書の開示等)(テーマ 1)
・情報公開条例の不開示情報 「行政執行情報」の具体化、「国等関係情報」の削除
○文書管理(テーマ 2)
・公文書の管理に関する条例を制定
(公文書の管理、歴史公文書の利用・保存、第三者機関の設置 等)
・文書管理と情報公開の「公文書」の範囲を統一
・公文書と個人管理文書を明確に区別
・文書の作成義務、作成範囲の明確化
・文書の保存年限、廃棄の判断基準の見直し
・電子文書の保存期間、保存場所、保存期間満了後の処理見直し
・文書管理システムの導入
・公文書管理に関する第三者機関の設置
・文書管理者の点検、監査責任者の監査を実施
・文書管理に係る研修の実施、不適正な公文書管理に対する懲戒処分等の検討
○歴史公文書の保存(テーマ 3)
・選定基準、選定項目の見直し・明確化
・レコードスケジュールの設定
・専門知識を持つ職員の育成
・利活用の促進(電子化・HP 掲載の推進、広報の実施、学習活動での利用促進)
・公文書センターの所蔵数の増、将来的な公の施設への転換
○事故・事件が発生した場合の公表(テーマ 4)</td></tr>
</table>

	・公表すべき事故・事件の種類、公表方法・時期等についてガイドラインを策定 ※また、「職員の不祥事事案に係る公表基準」、「山形県子育て推進部所管県立入所施設事故等公表基準」を別途策定 ○災害が発生した場合の公表(テーマ 5) ・災害発生時に公表する情報(被災状況、安否確認情報)、公表方法、時期等についてガイドラインを策定 ○広聴案件に対する対応状況の情報提供(テーマ 6) ・原則回答の徹底(除外するものを限定) ・原則公開の徹底(全部を公開できない場合も、個人情報の削除、一般化などにより公開) ○会議等の公開(テーマ 7) ・附属機関、要綱等に基づく協議会等に加え、政策形成に関与する「個別の決裁に基づく協議会等」を公開対象に追加 ・審議会等の非公開基準については現行基準のとおり ・会議を非公開とする場合は、その理由をホームページ等で具体的に明示 ※ 運用の精査を行い、20 の会議を公開・一部公開に ○庁内会議の記録の作成・保存(テーマ 8) ・庁内会議の記録の作成義務の明確化 ・県の政策・重要な意思決定に係る庁内会議は、原則として会議録を作成 ○記者発表などによる情報提供(テーマ 9) ・県民等のニーズが高い分野の情報やニュース性の高い各部局の新規施策、重点事業について、情報発信を強化 ・報道機関や社会的な関心が高い案件、他県で行われている記者発表案件については、積極的に記者発表(記者説明)を実施 ・計画的で、媒体を意識した情報提供を実践 ○県が保有する行政情報の積極的な提供(テーマ 10) ・行政情報センターの資料配架状況を HP 等で積極的に情報発信 ・開示請求の多い公文書について、行政コストとの兼ね合いに注意しつつ、行政資料として取り扱っていく方向で検討 ○オープンデータなどの推進(テーマ 11) ・統計情報データベースの PC で編集できるデータ形式への変更、数的拡大 ・オープンデータカタログについて、「推奨データセット」を公開。それ以外の既存データのコンピュータで判読可能な形式への変更、数的拡大 ・官民データ活用推進計画を、「ICT 推進方針(仮称)」と一体的に策定 ・県民のあゆみや県メルマガなど、県広報媒体を通じて紹介 4 今後の取組み ・原則、平成 30 年 12 月までに、各改善項目への対応を実施。 ・文書管理システムの導入や歴史公文書の利活用の取組みなど、継続的に取り組む項目について、計画的な事業実施を推進。

<table>
<tr><td>3</td><td>タイトル</td><td colspan="3">道端コミュニティ事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">道端コミュニティ事業 ～チェーン着脱場の利活用～</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>宮城県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">土木部道路課路政班・道路管理班
022-211-3152
roadrs@pref.miyagi.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 趣旨
宮城県管理の道路沿いに点在する「チェーン着脱場」を,施設を閉鎖している春期から秋期までの期間,地場産品の直売所や地域活動の場として利活用することを可能とし,地域のコミュニティを支援しようとするもの
2 事業概要
市町村が地域住民等の意向を確認し,具体的な事業内容,場所,時期が整った段階で,市町村から県へ道路の占用許可申請を行い,許可後,市町村はチェーン着脱場を活用して事業を展開するもの
(1)事業箇所
県が管理するチェーン着脱場や駐停車スペースのうち,道路交通や歩行者の安全通行が確保できる箇所(県管理 364 箇所のうち 145 箇所を対象)
(2)対象事業
地域性や公共性の観点から地域振興や地域コミュニティに資する取組みなどで,具体的には,地場産品を地域住民が販売する直売所の設置運営,地区活動,地域イベント等を対象とするもの
(3)必要な手続き
・道路法に基づく道路占用許可の申請者は市町村
・道路交通法に基づく道路使用許可や,その他の必要な手続きの申請者は事業実施者
(本来は事業実施者が申請する道路占用許可を市町村が申請することで,事業実施者の負担を軽減)
3 実施時期
平成 22 年 4 月から実施
4 実施事例
(1)県道気仙沼本吉線(気仙沼市内)
徳仙丈山臨時案内所としての活用
(2)県道小野田三本木線(加美町内)
地場産品直売所としての活用</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>4</td><td>タイトル</td><td colspan="3">県内企業の海外展開をワンストップ窓口の設置で支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">新潟県海外ビジネスサポートデスク設置事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>新潟県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">知事政策局国際課
025-280-5098
ngt000130@pref.niigata.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 30 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">新潟県海外ビジネスサポートデスク(以下、「サポートデスク」という。)と企業支援を行う関係機関との協働により、様々な組織の枠を超えた最適な支援方策を提供する枠組みを整えた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">(課題)
・県内企業の海外展開の促進に向けては、県をはじめ、ジェトロ及びにいがた産業創造機構(NICO)など複数の支援機関が多様な支援を提供しているが、支援事業の重複や、どの支援機関もカバーしていない領域が生じる場合がある。

・また、企業側から見れば、支援機関の特性や強みに応じた使い分けを行う必要があるので、特に海外展開が未経験の企業にとっては負担となる場合がある。

(取組)
・今年度から、企業の海外展開をワンストップ的に支援するサポートデスクを設置し、個別相談等を通じ、企業が抱える課題や要望に応じて各支援機関による最適な支援事業につなげるコーディネーターの役割を果たしている。

・また、各支援機関の相乗・補完関係を強化するため、サポートデスクの主催により、各支援機関担当者による定期的な情報・意見交換会を開催し、情報共有と協働の体制づくりを進めている。

(成果)
・相談業務では、関係機関への訪問等によるワンストップ機能の PR を行う中で、海外展開に関心がありながら、これまで相談先やきっかけを見出せなかった企業からの新たな相談に結びつけている。

・支援対象企業の発掘活動では、地元企業の海外展開支援に意欲的な県内自治体や商工会議所などと海外ビジネスをテーマとした勉強会・セミナーを共同開催し、サポートデスクの活動を PR するとともに、参加企業へアプローチすることにより発掘している。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>5</td><td>タイトル</td><td colspan="3">県と政令指定都市との間における二重行政の解消等に向けた取組</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">新潟県・新潟市調整会議等</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>新潟県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">知事政策局行政改革・評価室、県民生活・環境部文化振興課及び土木部都市局建築住宅課
025-280-5030
ngt000170@pref.niigata.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 23 年 1 月 25 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">・本県と政令指定都市・新潟市の間の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議を、法定化に先んじて平成 24 年 11 月から実施してきた。
・市内中心部で隣接しながら、県市が別々に運営していた文化施設の一体的管理や、県営住宅の市への移管による公営住宅の一元化など、県民・市民の福祉の向上に向け、取り組んでいる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">(会議の概要)
県と政令指定都市・新潟市との間の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議の場として、平成 24 年 11 月から、知事、新潟市長、有識者らで構成される「新潟州構想検討推進会議」を開催し、文化施設や公営住宅の一体的管理など、県民・市民の福祉の向上に向けて取り組んできた。
また、平成 28 年 4 月から法定化された「新潟県・新潟市調整会議」においても、引き続き、県と市の課題解決に向けて取組を進めている。
新潟県ホームページ「新潟県・新潟市調整会議のページ」の URL
http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikaku/1312495250424.html
(県民会館の一体的管理)
本県と新潟市の所有する文化施設※は、市内中心部の白山地区に隣り合って立地しているにも関わらず、別々に運営されてきた。
※ 新潟県:新潟県民会館
新潟市:りゅーとぴあ 新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館
県市の協議を経て、平成 27 年 4 月から市所有施設を管理する(公財)新潟市芸術文化振興財団を新潟県民会館の指定管理者とすることで、3 館が一体的に管理されることになった。これにより、りゅーとぴあのチケットサイトで新潟県民会館のイベントチケットも購入できるようになり、また、並存していた友の会も統合され、先行販売等の会員特典が両館の指定された主催事業に適用されるようになり、利便性や会員サービスが向上した。
チケットサイト販売数:H28 2,854 枚→H29 6,186 枚
※H27 年度途中からチケットサイト販売開始
県においても、外部委託業務(廃棄物運搬等)に係る入札を 3 館一体で行うことによる経費節減(節減額;約 727 千円)や、りゅーとぴあの広報媒体を活用(3 種類年間総合計 54 万部)した県主催事業の PR 強化などの効果があった。
(県営住宅の市への移管)
新潟市内の県営・市営住宅について、市所有地に混在しているにも関わらず、県と市がそれぞれ管理しているものがあったことなどから、公営住宅施策の一元的な実施や一体的な管理を目指し、入居者の理解を得ながら、段階的に県営住宅を新潟市に移管することに合意し、協議を続けてきた。
現在までに、合併前の旧新潟市内の市所有地に立地する県営住宅(7 団地 623 戸)を移管しており(平成 28 年 4 月)、住民のニーズをより的確に反映した公営住宅行政ができるようになった。
また、移管に先行して平成 25 年 4 月から、県営住宅の窓口である新潟県住宅供給公社の本社及び豊栄事務所(計 2 箇所)、市営住宅の窓口である万代及び白山のサービスセンターと各区役所(計 10 箇所)で双方の申込みを受け付けている。入居希望者は、最寄りの窓口で申込みできるようになり、利便性が向上した。
(今後の展開)
新潟市との二重行政の解消等に向け、県・市調整会議の場を活用しながら、県民・市民のため、今後も成果を積み重ねていく。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>6</td><td>タイトル</td><td colspan="3">災害に関連する情報を一覧表示し県民に情報提供</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">群馬県県土整備部防災情報 Web サイトの構築運用</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>群馬県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">県土整備部建設企画課
027-226-3533
kensetsukika@pref.gunma.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 26 年 6 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">多発する集中豪雨や土石流、地震等の自然災害から、効果的な情報提供により県民を守る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3"><背景・経緯>
近年多発する集中豪雨や土石流、地震等の自然災害から県民を守るため、気象庁や国土交通省、群馬県等はそれぞれインターネットにより気象情報を始め各種情報を提供している。
また、群馬県(県土整備部)においては、災害発生に備えた水防待機業務の際にこれらの情報を活用している。
しかしながら、利用者は、関係機関ごとに開設されたサイトをそれぞれ閲覧する必要があり、情報取得に時間と手間を要していた。

<目的・ねらい>
気象や災害に関する情報を一元化して提供することにより、必要な情報にアクセスしやすくし、県民自らが自宅や職場付近の状況確認及び避難ルートの確保、危険やトラブルの回避に利用するとともに、職員においては待機時の業務の効率化を図る。
また、道路規制情報や道路ライブカメラの画像を提供することにより、日頃からサイトを閲覧することで災害時などの緊急時においてもスムースに情報取得ができる環境を構築する。

<事業の概要>
災害に関連する個々の情報を地図上に一覧表示させることで複数の情報が一目で確認でき、さらに必要に応じた個々の詳細な情報を見ることができる「県土整備部防災情報 Web サイト」を構築し、平成 26 年 6 月 1 日に一般公開した。
「県土整備部防災情報 Web サイト」(群馬県ホームページにおけるバナー表示は、「災害・雨量・河川水位・通行規制などの情報」)で公開している情報は、
・災害情報
・通行規制情報
・気象警報・注意報
・土砂災害警戒情報
・河川の水位情報
・雨量情報
・台風情報
・地震情報
・積雪情報
・県管理道路におけるライブカメラ画像
であり、これらの情報は、10 分毎に更新しているので、降雨状況や通行規制状況、災害の発生状況などがリアルタイムで確認できる。
また、県内 81 箇所に配置されている道路ライブカメラにより降雨・積雪、路面状況や交通渋滞、道路の冠水状況などの画像が確認でき、防災だけでなく日常の移動の際にも幅広く役立てることができる。さらに、河川ライブカメラについても、県内 34 箇所に配置し、河川の増水状況を確認するなど、防災上役立てることができる。
なお、利用者が増加傾向にあるスマートフォン版の画面も構築し、平成 26 年 9 月 5 日より公開している(※URL は同じ)。
これにより、何処にいても情報の取得が容易となり、直近の危険回避にも繋げられるよ</td></tr>
</table>

うになった。

<実績・効果>
県民からは、ライブカメラなどで道路の状況が解って安全・便利になった。
職員からは、情報の集約により取得が簡単・便利になり業務の軽減につながった。
また、サイトへのアクセス数の比率は、県庁ネットワーク(25%):県庁外(75%)となっており、4 人に 3 人は県庁外(県民)の方が閲覧している状況であり情報提供に役立っている。

<今後の取組>
さらにサイトの認知度をアップさせる対策として、新聞・広報などへ掲載及びホームページのバナーの貼り方などを検討している

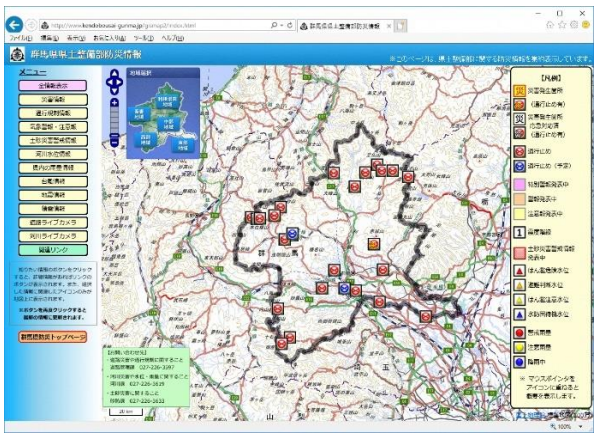

防災情報トップページ【パソコン版】

防災情報トップページ【スマートホン版】

<table>
<tr><td>7</td><td>タイトル</td><td colspan="3">農作物被害未然防止のための「とちぎ農業防災メール」配信</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">農作物被害未然防止のための「とちぎ農業防災メール」配信</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>栃木県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">農政部経営技術課
028-623-2313
agriinfo@pref.tochigi.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">各種気象情報や事前・事後対策に関する情報を、「とちぎ農業防災メール」として、県内農業者および関係機関団体に対し直接、メール形式で配信している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">農業気象災害の未然防止や被害軽減等を目的として、「農作物技術対策資料」を作成し、市町・農協等に配布するとともに、県ホームページに掲載し、農業者に対する指導の徹底を図っている。

さらに、各種気象情報や事前・事後対策に関する情報を、「とちぎ農業防災メール」として、県内農業者および関係機関団体に対し直接、メール形式で配信している。

「とちぎ農業防災メール」の配信方法は、民間のメールマガジン配信会社「まぐまぐ」を利用し、配信希望者の登録を推進している。※登録は無料。

平成 26 年に配信を開始し、現在の登録件数は 1,194 名(H30/9/12 時点)、累計 214 回配信している</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>8</td><td>タイトル</td><td colspan="3">とちぎ子どもの未来創造大学推進事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">とちぎ子どもの未来創造大学推進事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>栃木県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">教育委員会事務局生涯学習課
028-623-3408
syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">子どもたちの学力向上の基礎づくりのために、学校における学習に加えて、学ぶ意欲を高め主体的に学習に取り組む態度を涵養する必要があることから、県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、子どもたちに「本物」に触れる学習機会を提供します。また、広く活躍する「とちぎ未来大使」を講師とし、中学校時代の経験や目標をもち、その目標を達成した過程を講話や実演、交流等を通して中学生等に伝え、「夢」をもたせ、考えさせる機会を提供します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">とちぎ子どもの未来創造大学
1 趣旨
「とちぎ子どもの未来創造大学」(以下「とちぎ子ども大学」)は平成 26 年度から実施しており、県内に居住又は県内の学校に通学する小学校 4 年生から中学校 3 年生(義務教育学校の相当学年、以下同じ)を対象とし、県内の高等教育機関、民間企業、県研究機関等(以下「各機関」)と連携しながら、子どもたちに、「本物」に触れる学習機会を提供しています。
2 広報等
とちぎ子ども大学の専用ホームページにより、1 年間の講座の予定や講座の詳細等を紹介しています。また、事業の周知を図るため毎年 6 月上旬までに、各学校を通して県内の小学校 4 年生から中学校 3 年生の全ての児童生徒に対して案内リーフレットを配布しています。加えて、3 月には年度のまとめとして学習成果報告書を作成し、県内の小学校 4 年生から中学校 3 年生の全クラスに配布し、次年度の講座参加を促しています。
3 申込みの方法
スタートアップ講座、「本物」体験講座(約 150 講座)、特別体験学習(5 コース)、受講者交流学習の参加人数の合計は約 3,400 名(平成 29 年度)であり、電話や FAX、メール等で参加受付をするには業務量が膨大であり、作業も繁雑なことからミスも懸念されます。そのため、講座等の申込みに関しては、原則、インターネットでの申込システムである電子申請システムを使用しています。平成 29 年度は約 6500 件の申込みがありましたが、電子申請システムを使用することで、申請者が入力した名前や連絡先等を、直接データ化できるので、名簿がミスなく簡便に作成できます。また、申請者にとってもインターネットで申込みができるため、場所や時間にとらわれずに申し込むことができます。さらに、電子申請システムの機能を生かし、キャンセル、キャンセル待ちもリアルタイムに対応でき、一人でも多くの子どもに学習機会を提供するための一助となっています。講座の申込み件数が最も多い 6 月、7 月は、5000 件(平成 29 年度)の申込みがありましたが、名簿作成、キャンセルによる名簿変更の対応を一人の職員で行うことができ、省力化が図れています。
4 事業の構成
(1)スタートアップ講座(7 月)
「本物」体験講座の開催に先立ち、とちぎ子ども大学に関するガイダンスと、現在活躍中の研究者等を招き、特別講座を開催します。
(2)「本物」体験講座(7 月～12 月)
各機関を会場として行う「現地講座」と各機関が身近にない子どもたちのために、県内各地の公民館等の施設に各機関の職員が出張して行う「出前講座」を実施しています。平成 26 年度は「宇宙・天文」、「生物・医学」、「科学・実験」、「ロボット・ものづくり」の理系 4 コースを開設し、平成 27 年度からは、更に「文学・芸術」、「歴史・考古学」、「地理・社会」の文系 3 コース、「学び方」の 1 コースを開設し、全 8 コースとしました。
子どもたちは、コースの枠を越えて、何講座でも自由に選択して受講することができま</td></tr>
</table>

す。また、講座を受講すると 1 単位(単位シール 1 枚)が与えられ、最初の受講時に配布される「学びのパスポート」に単位シールを添付し、講座の記録をしていくことで、学習のあゆみを確認することができます。また、4 単位取得する毎にステップアップシールが与えられ、学習の意欲が更に高まるようにしています。
(3)特別体験学習(1 月)
各年度に 4 単位以上取得した子どもたちは、先端技術を有する研究施設等を見学する特別体験学習に参加することができ、通常では見られない施設を特別に見学するコースを設けています。
(4)受講者交流学習(2 月)
受講者同士の交流を更に深めること目的とし、受講者による体験発表や、受講者同士で学んだ成果の共有を図るとともに、ふりかえりを行います。また、単位を多く取得した子どもたちを表彰しています。
平成 26、27 年度は、各講座のパネル展示、体験コーナーや特別講座を行いました。平成 28、29 年度は特別体験学習の報告、特別講座を行った後、子どもたち同士で将来の夢や目標と、それを達成するために頑張ることについて話し合い、保護者の前での発表を行いました。
5 平成 29 年度までの実績
(1)スタートアップ講座
a 平成 26 年度 講師 宇宙飛行士 山崎 直子氏 受講者数: 667 名
b 平成 27 年度 講師 生物学者 長沼 毅氏 受講者数:393 名
c 平成 28 年度 講師 歴史研究家 多摩大学客員教授 河合 敦氏 受講者数:551 名
d 平成 29 年度 講師 東京大学名誉教授 養老 孟司氏 受講者数:599 名
(2)「本物」体験講座
a 平成 26 年度
現地講座:23 機関、63 講座、受講者数:1,117 名
出前講座: 5 機関、18 講座(7 地区)、受講者数:378 名
b 平成 27 年度
現地講座:50 機関、103 講座、受講者数:1,777 名
出前講座:14 機関、26 講座(7 地区)、受講者数:529 名
c 平成 28 年度
現地講座:47 機関、118 講座、受講者数:2,003 名
出前講座: 11 機関、25 講座(7 地区)、受講者数:529 名
d 平成 29 年度
現地講座:47 機関、118 講座、受講者数:2,109 名
出前講座: 14 機関、30 講座(7 地区)、受講者数:530 名
(3)特別体験学習
a 平成 26 年度
つくばコース(JAXA(筑波宇宙センター)、KEK(高エネルギー加速器研究機構))、お台場コース(日本科学未来館)、県内コース(栃木県立博物館)の 3 コースを実施
全受講者数:102 名
b 平成 27 年度
つくばコース(JAXA、KEK)、上野コース(東京国立博物館)、お台場コース(日本科学未来館)、県内コース(栃木県立博物館)の 4 コースを実施
全受講者数:140 名
c 平成 28 年度
つくばコース(JAXA、KEK)、埼玉コース(埼玉県立さきたま史跡の博物館、埼玉県環境科学国際センター、造幣局さいたま支局)、上野東博コース(東京国立博物館)、上野科博コース(国立科学博物館)、 県内コース(栃木県立博物館)の 5 コースを実施
全受講者数:137 名
d 平成 29 年度
つくばコース(JAXA、KEK)、茨城コース(茨城空港、国土地理院 地図と測量の科学館)、上野東博コース(東京国立博物館)、上野科博コース(国立科学博物館)、県内コース(栃木県立博物館)の 5 コースを実施
全受講者数:126 名

	(4)受講者交流学習 a 平成 26 年度 最多単位取得者及び 10 単位以上取得者の表彰(計 18 名) 各講座のパネル展示、体験コーナー 特別講座:演題「『発明王エジソンの秘密』なぜたくさんの発明を生み出すことができたのだろう」 講師 おもちゃのまちバンダイミュージアム 金井 正雄氏 参加者数:73 名 b 平成 27 年度 最多単位取得者及び 20 単位以上取得者の表彰(計 9 名) 各講座のパネル展示、体験コーナー 特別講座:演題「ふしぎ大陸南極-その自然と観測活動-」 講師 国立極地研究所 生物圏研究グループ 伊村 智氏 参加者数:78 名 c 平成 28 年度 最多単位取得者及び 20 単位以上取得者の表彰(計 10 名) 特別体験学習感想発表 特別講座:「『みちびき 2 号機』打ち上げカウントダウン映像を作って打ち上げを盛り上げよう」 講師 栃木県子ども総合科学館 室岡 久男氏 ワークショップ:仲間たちと 1 年間の学びの成果をふりかえろう 参加者数:55 名 d 平成 29 年度 最多単位取得者及び 20 単位以上取得者の表彰(計 4 名) 特別体験学習感想発表 特別講座:「からだのふしぎ おもしろ からだ じっけん」 講師 栃木県教育委員会事務局生涯学習課 茂木 幹雄 社会教育主事 ワークショップ:仲間たちと 1 年間の学びの成果をふりかえろう 参加者数:46 名 6 平成 30 年度の予定 (1) スタートアップ講座 平成 30 年度のガイダンス及び吉村 作治氏の特別講座を実施します。 日時 平成 30 年 7 月 8 日(日曜日) 13 時～15 時 30 分 場所 栃木県総合文化センター メインホール 定員 1,500 名(保護者含、先着順) 特別講座:演題「ハイテクで探るピラミッドの謎～古代エジプト文明の魅力を交えて～」 講師 東日本国際大学学長吉村 作治氏 (2) 「本物」体験講座(7 月～12 月) 「宇宙・天文」、「生物・医学」、「科学・実験」、「ロボット・ものづくり」の理系 4 コース、「文学・芸術」、「歴史・考古学」、「地理・社会」の文系 3 コース、「学び方」の 1 コース、全 8 コースを行います。 現地講座 60 機関、130 講座予定 出前講座 18 機関、30 講座予定 (3) 特別体験学習(1 月) 理系 2 コース、文系 2 コース、全 4 コースを予定しています。 (4) 受講者交流学習 受講者による体験発表や、ふりかえり、講座を数多く受けた子どもたちの表彰を行います。 日時 平成 31 年 2 月 10 日(日曜日) 13 時 30 分～16 時 場所 栃木県子ども総合科学館 定員 なし 内容 調整中 7 成果について 各講座の受講者アンケートでは、63%の受講者が「他の講座に申し込んで、もっと勉強

	したいと思った。」と回答しており、学習意欲の高まりが見られます。受講者交流学習のアンケートの回答では、「他の生き物から、人間に役立つ物質などを見つけ、それについて研究し人類の発展に生かしたいので、生物の研究者になりたい。そのため、疑問をたくさん考えて、その疑問について納得がいくまで調べている。」、「自分で記事を書いて、いろいろな人に真実を伝えたいので、新聞記者になりたい。今は、主語と述語を考えて、しっかりとした文章を書くように気を付けている。」など、将来を考えつつ、課題を解決しようとする態度の醸成も見られます。 とちぎ未来大使「夢」講座 1 趣旨 県内外で活躍している方で、栃木県に深い愛着を持ち、とちぎの魅力・実力の対外的な情報発信を積極的に行ってくれる方に、栃木県知事が「とちぎ未来大使」を委嘱しています。「とちぎ未来大使『夢』講座」は平成 28 年度から実施しており、「とちぎ未来大使」を講師として、中学校を会場に、「とちぎ未来大使」の中学校時代の経験や、目標を達成した道のりを講話や実演を通して中学生に教えていただきます。そして、中学生に将来の「夢」を考える機会をつくる取組です。 2 事業の構成 原則として県内の公立中学校を会場とし、県内の 7 地区でそれぞれの学校や地域に縁のある講師を選定し、講座を実施します。講座では講演だけではなく、歌唱や演奏、実技指導やグループ学習など「とちぎ未来大使」の得意なものを生かしたプログラムを行います。 3 平成 29 年度までの実績 a 平成 28 年度 12 名の「とちぎ未来大使」を講師として招き、13 中学校で「とちぎ未来大使『夢』講座」を行いました。参加生徒は全体で 2,268 名でした。 b 平成 29 年度 16 名の「とちぎ未来大使」を講師として招き、19 中学校で「とちぎ未来大使『夢』講座」を行いました。参加生徒は全体で 3,362 名でした。 4 平成 30 年度の予定 21 中学校で「とちぎ未来大使『夢』講座」を行う予定です。 5 成果について 実施後のアンケートでは、受講者の 95.9%が「「夢」をもつ大切さを感じた」と回答しています。また、自由記述では、「夢を簡単にあきらめるのではなく、最後まで自分の夢を探求し続けることが大切だと思いました。自分の夢をかなえるために、最後までがんばりたいです。」、「まだ、将来の夢が決まっていないけれど、今自分のやることを精一杯やることが大事なことだと思うので、努力を続け、将来の夢が決まった時には、実現できるようにしたいです。」など、夢をもっている受講者だけでなく、もっていなかった受講者も自分の夢の実現に向けて前向きな気持ちをもつ様子が見られました。

<table>
<tr><td>9</td><td>タイトル</td><td colspan="3">とちぎの女性活躍応援サイト「とちぎウーマンナビ」</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">女性活躍応援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>栃木県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">県民生活部人権・青少年男女参画課
028-623-3074
seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 28 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">・官民協働で女性活躍を推進するため、平成 28 年度に「とちぎ女性活躍応援団」を設立した。
・応援団は、各分野の県域団体で構成する運営団体、応援団の趣旨に賛同し会員となった登録団体、事務局で構成している。
・登録団体になるには、「とちぎウーマンナビ」から登録手続きを行うことができるほか、紙媒体による手続きでも手続きが可能である。
・登録団体になると、「とちぎウーマンナビ」で企業・団体の概要を紹介するほか、企業・団体の女性活躍や働き方見直しに関する取組情報を発信することができる。また、応援団登録証やロゴマーク、ミニのぼり旗による企業・団体の PR も可能となる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">職場・家庭・地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと暮らせる社会の実現を目指
すため、とちぎの女性活躍応援サイト「とちぎウーマンナビ」を開設しています。

1 名称「とちぎウーマンナビ(TOCHIGI WOMAN NAVI)」

2 URL http://www.tochigi-woman-navi.jp/

3 サイトの特徴
(1) 県内の女性向けに、「なりたい自分に近づく一歩」を応援する情報を発信
・夢に向かって一歩踏み出す女性を応援するため、様々な分野で活躍するとちぎの輝く女性からのメッセージを発信
・様々なライフステージにある女性が、そのニーズにあった情報を一元的に入手することが可能
・県内のイベントやセミナー等の情報が、お知らせやイベントカレンダー機能から検索することが可能
(2) 県内の企業・団体向けに、女性の活躍推進や働きやすい職場づくりに取り組む機運を醸成する情報を発
信
・オール栃木体制で女性の活躍を応援する「とちぎ女性活躍応援団」のすべての情報を発信
・応援団に登録した企業・団体を紹介するとともに、登録した企業・団体が当サイトを県民に対する取り組みの情報発信の場として活用することが可能
・当サイトから応援団への登録手続きが可能であり、当サイトからの女性活躍に関する取組情報の発信や応援団ロゴマークの使用等、企業が早期に自己 PR に着手可能
・働き方改革を進める企業・団体のニーズにあった情報を一元的に入手することが可能

4 主なコンテンツ
・ONE-UP!WOMAN インタビュー:様々な分野で活躍するとちぎの輝く女性からのメッセージ
・とちぎ女性活躍応援団:オール栃木体制で女性の活躍を応援する応援団ポータルサイト
・とちぎの女性応援情報:女性のニーズにあった情報を一元的に入手できるポータルサイト
・栃木県の取り組み:県の女性活躍や働き方改革の取り組みを発信
・お知らせ:県内のイベント・セミナーなど最新の情報を発信</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>10</td><td>タイトル</td><td colspan="3">各種文書の年表記にかかる元号、西暦併記による分かりやすい文書の発信</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">各種文書の年表記にかかる元号、西暦併記による分かりやすい文書の発信</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>栃木県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">経営管理部文書学事課
028-623-2050
bunsyo-gakuji@pref.tochigi.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 30 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">本県では各種文書での年表記は原則元号を使用しているところ、社会的には西暦使用が一般的となっています。
こうしたことから、県民、企業、報道機関等に対して分かりやすい文書を発信するため、元号法制化の趣旨に鑑み、元号使用の原則を維持しながら、文書の種類に応じて西暦の併記を行うこととしました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">○ 各種文書の表記方法
1 有効期限を記載した許可証・免許証等、計画書、記者発表資料、ホームページの本文
→ 対外的な分かりやすさを考慮し、元号と西暦の併記を必須
2 その他の一般文書(照会文・通知文・依頼文、契約文書、挨拶文等)
→ 原則、元号と西暦を併記
3 法令文書(条例、規則、内容が規程に類する告示及び訓令)、賞状等、議案書、その他縦書き文書
→ 西暦の併記がなじまないため、元号のみ表記
4 統計資料、表・グラフ、パンフレット・ポスター等
→ 内容に応じて適宜判断することとし、西暦のみの表記も可
5 併記する場合は、元号を先に表記することを原則とするが、長期のスパンで比較するなど、西暦の方が分かりやすい場合には、西暦を先に表記することも可とする。(例:まち・ひと・しごと創生総合戦略)

○ 記載例
通常 (元号と西暦を併記)平成 30(2018)年 4 月 1 日、(西暦表記)2018 年 4 月 1 日
省略する場合 (元号と西暦を併記)平成 30(2018).4.1、(西暦表記)2018.4.1
年度の場合 (元号と西暦を併記)平成 30(2018)年度、(西暦表記)2018 年度

※ 留意事項
各種電算システムについては、上記趣旨に沿った改修を基本とするが、改修コスト等が膨大にかかる、国のシステムを使用している、対外的に影響が少ない場合等は、現状のままも可とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>11</td><td>タイトル</td><td colspan="3">クレジットカードを利用したガソリン調達事務の効率化</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">ガソリンスタンド店頭表示価格によるクレジットカードを利用したガソリンの調達</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>埼玉県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">出納総務課
048-830-5760
a5710-01@pref.saitama.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成30年8月1日 ～ 平成35年3月31日</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">1 契約単価をガソリンスタンド店頭表示価格とし、決済方法を原則としてクレジットカードとすること等により、ガソリン調達事務を効率化させ、県及び事業者の事務負担を軽減させた。
・ 市場価格の変動に伴う変更契約 年10回 → 年0回
・ 課所ごとに複数のガソリンスタンド業者にそれぞれ毎月支払をしていたものをクレジットカード会社への一括支払とした。
県の年間支払件数 約1,500件 →204件
2 新たに機械等を整備しないため、初期導入コストがない。
3 クレジットカード利用可能なガソリンスタンドであれば全国どこでも給油ができる。
4 一方で、災害時に公用車燃料を安定的に確保するため、地元ガソリンスタンドとは、災害時の優先給油条項を入れたクレジットカード利用による給油契約を個別に交わした</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 概 要 公用車の給油について原則としてクレジットカードを使用

2 クレジットカード発行会社 株式会社クレディセゾン

3 クレジットカード発行枚数、対象課所・車両数(平成30年8月1日現在)
本庁52枚16課52台、警察本部1,717枚41課所 約4,000台

4 年会費 無料

5 ポイント つかない

6 対象品目及び価格等
(1)ガソリン及び軽油…店頭表示価格
(2)警察車両のランプ交換などの修繕…店頭表示価格
(3)警察車両のオイル交換…固定単価
(4)高速料金(ETCカードとしても利用可能)

7 ガソリンスタンド事業者(県内65社)との契約
(1)上記6(1)～(3)
(2)決済方法は原則としてクレジットカードを利用
(3)災害時には公用車を優先して給油(クレジットカードが使用できない場合は請求書払)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>12</td><td>タイトル</td><td colspan="3">経済団体等への徹底的な意見聴取結果に基づく全庁をあげた規制改革</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">経済団体等への徹底的な意見聴取結果に基づく全庁をあげた規制改革</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>埼玉県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">企画財政部改革推進課
048-830-2441
a2440-06@pref.saitama.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 26 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">○ 地域経済活動の活性化につながる規制改革の拡大に向け、経済団体や企業等から寄せられた意見に基づき、規制の見直しや手続の簡素化について全庁的な検討を実施した。

○ 検討に当たっては、部局横断的な行財政改革推進委員会を設置し、全庁をあげて経済団体等に徹底した意見聴取を行い、規制改革項目を洗い出した上で、自ら規制改革を実施するとともに、国への要望等につなげた。

○ その結果、標準処理期間の短縮や保育業界における株式会社の認可要件の緩和等につながった。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">○ 埼玉県行財政戦略プログラム(H26～28 年度)では、「経済再生・富の創造」を実現するため、企業等が活動を行いやすい環境を整備することを目標とした。

○ そこで、経済活動の活性化につながる規制改革項目を経済団体や企業等への徹底した意見聴取から洗い出し、74 項目をリストアップした。

○ 寄せられた 74 項目について、全部局の主管課長をメンバーとする行財政改革推進委員会において議論し、県の権限に関する規制や手続について改善に取り組むとともに、特区提案や規制の緩和について国に要望した。

○ その結果、「規制の見直しが必要」と整理した 24 項目※のうち、県の権限に関する 5 項目については県が自ら改善に取り組むとともに、国の権限に関する 20 項目について国に要望した。(※国権限 20 項目と県権限 5 項目のうち 1 項目が重複)

【県が実施した主な改善項目】
・標準処理期間の短縮(見直しの結果 31 件が全国最短に)
・補助金申請手続の簡略化(添付書類の削減など 187 件の見直し)
・県各部局とタクシー事業者との乗車証契約の一元化による事務負担軽減

【国に要望し実現した項目】
・保育業界における株式会社の認可要件の緩和
・官公需適格組合の証明制度の見直し</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>13</td><td>タイトル</td><td colspan="3">上下水道料金の支払方法として LINE Pay を導入</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">LINE Pay による上下水道料金収納委託事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>神奈川県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">企業庁企業局水道部経営課営業指導グループ
045-210-7223</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 趣旨・目的
神奈川県企業庁における上下水道料金の収納方法については、これまでも、お客さまのニーズに応えるため、クレジットカード払いやネットバンキングによる収納の導入などを行い、お客さまサービスの向上に努めてきた。
近年、スマートフォンを活用したキャッシュレス決済サービスが続々と登場し、新たなお客さまのニーズが見えてきたことから、上下水道料金の新たな収納方法としてキャッシュレスサービスの導入について検討を行っていた。
「LINE Pay」が県営水道の納入通知書のバーコードについて平成 30 年 3 月にサポートしたところから、全国の水道事業体に先駆けて導入の検討を 4 月に開始し、8 月 1 日からサービスを始めた。これは、将来のキャッシュレスサービスの普及を見据えた先行的な取組みである。

2「LINE Pay」の概要
「LINE Pay」は、「LINE」が提供する“スマートフォンのおサイフサービス”であり、様々な店舗やショッピングサイトなどで利用が可能なサービスとなっている。

3 主な特徴
「LINE Pay」の特徴として、お客さまは納入通知書に印字されたバーコードをアプリから読み込むことにより、コンビニエンスストア等の店舗におもむくことなく、また、店舗等の営業時間に支払いを左右されることなく、いつでもどこでも支払いを行うことができる。
また、コンビニエンスストア等で料金を支払う場合、店員に上下水道料金が入った請求書をみせることになるが、そうしたことに抵抗を感じられる方にとっては、プライバシーに配慮した支払い方法である。
さらに、「LINE Pay」の日本の登録ユーザー数は平成 29 年 5 月に 3,000 万人を突破しており、県営水道給水区域内においても「LINE Pay」の利用者が多数いることが見込まれ、既に「LINE Pay」を利用しているお客さまが上下水道料金納入通知書をこのサービスを通じて支払うことが期待でき、給水区域内の「LINE Pay」を利用しているユーザーであれば容易に利用可能となる。

4 成果
既存の納入通知書がそのまま利用可能であったことから、特段の大きな負担なく、お客さまの新たなニーズに対応した収納方法を導入し、サービス向上を図ることができた。
また、利便性の高いサービスをお客さまにご利用いただけるよう、速やかに導入に向けた検討を進めたことにより、国認可の水道事業者としては、全国初の先行的な取組として、サービスの利用を開始することができた。
なお、給水人口 100 万人以上の水道事業者の先行事例として、神奈川県企業庁が「LINE Pay」を導入したことが、コンビニや金融機関等の店舗の少ない地域を含めた全国的な他水道事業体や公共機関等の検討の後押しとなることで、今後、様々な公共料金分野でのキャッシュレスサービスの導入促進につながり、お客さまサービスの向上につなげられることが期待される。</td></tr>
</table>

■LINE Pay利用方法

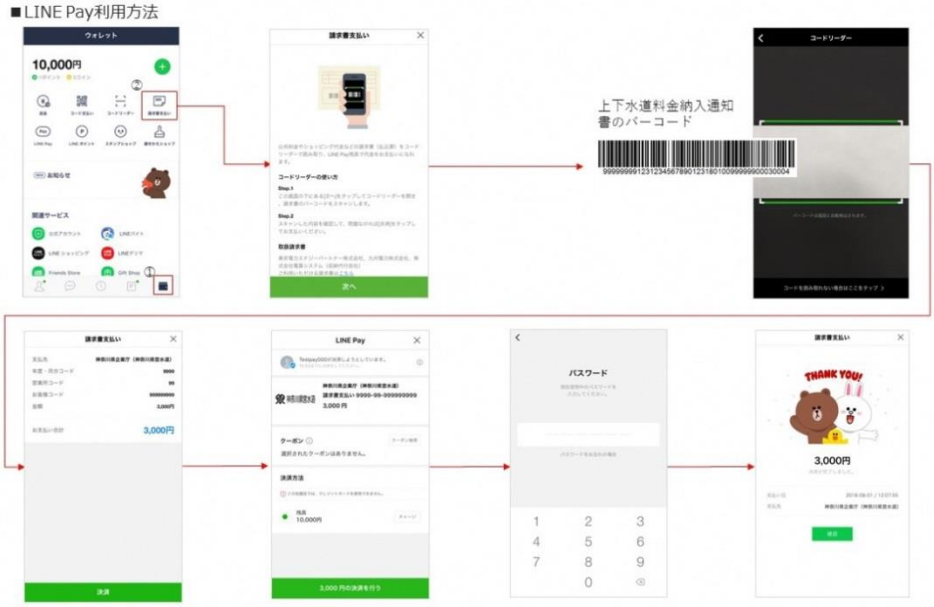

14	タイトル	道路管理事務の生産性向上		
施策・事業名称		道路台帳のインターネット公開		
都道府県名		静岡県	本件問合先	交通基盤部道路保全課 054-221-2752 douho@pref.shizuoka.lg.jp
事業実施期間		平成 30 年 4 月 1 日 ～		
施策のポイント				

内容

1 概要
道路台帳の閲覧や開示には、住民等は、事務所などの窓口を訪れる必要があり、職員もA2 サイズの道路台帳から対象箇所を抽出して提示や写しの交付を行わなければならない。
このため、事務の省力化・効率化を目指し、開示件数の約半分を占める道路現況平面図をインターネット上で先行して公開を行った。

2 取組内容
平成 29 年度に開示請求が多かった、道路現況平面図(占用物件情報を含む)を静岡県 GIS で平成 30 年 4 月 1 日より先行公開(図 1)。

《従来の事務手続きとの比較表》

<従来>
住民等
○窓口を訪問
○申請箇所の確認
○開示手続き

窓口(職員)
○申請箇所の確認
○道路台帳の説明
○開示手続き
○写しの作成、交付

<平成 30 年度から>
住民等
●自宅等のパソコンで静岡県 GIS から申請箇所を閲覧
窓口(職員)
●静岡県 GIS の紹介

3 効果
1)住民等は、自宅でのパソコン作業が主となり、窓口への訪問や開示の手続き(約 1,000 件/年)が減少するな ど、利便性が向上する。
2)職員の情報開示の窓口対応は約 1,200 時間の短縮が見込まれる。

4 今後の対応
現況平面図の次に開示請求が多い幅員図について、平成 30 年 10 月を目途に公開を予定。また、職員や宅地建物取引業協会等への利用アンケート調査をもとにより使いやすいシステムにしていく。

<table>
<tr><td>15</td><td>タイトル</td><td colspan="3">登山届の提出促進・提出しやすい環境整備</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">スマートフォン対応登山届システムの導入</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>石川県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">危機管理官室危機対策
076-225-1482
e170700@pref.ishikawa.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">登山届については、あらかじめ計画を立てることで、無理な登山の防止や、万一の遭難時に登山者の安否確認や捜索救助活動の迅速化にも資するものであり、本県でも提出促進に努めてきたところであるが、登山者の意識が高まってきたこと、岐阜県において登山届の提出を義務化する条例が施行されたことから、登山者の安全を確保するため、平成 29 年 3 月、本県でも白山において登山届の提出を義務化する条例を制定した。

登山届の提出義務化の円滑な導入を図るためにも、登山届が提出しやすい環境整備を行うことが大切なことから、県独自のスマートフォン対応登山届システムを導入することとした。

このスマートフォンを活用した登山届システムは、
・登山コースや携行品などを選択式で入力ができること
・登山者や同行者の氏名や住所などの内容を次の登山届にも利用できること
・作成後速やかに登山届の提出ができること
など、簡便で使いやすいものとした。

この登山届システムの利用促進を図るため、リーフレットや登山口での条例の周知看板などに QR コードを掲載し、登山届システムに簡単にアクセスできるようにしている。

このほか、全登山口に条例を周知する看板を設置したほか、主要登山口に条例周知指導員を配置し、登山届の提出呼びかけを行うなどの提出促進の取り組みを行った結果、条例が施行された平成 29 年 7 月から 11 月までの登山届の提出人数は、前年同期に比べ 8 割増加し、石川県側の登山者全体の 9 割に当たる約 4 万 4 千人となった。</td></tr>
</table>

16	タイトル	民間事業者による有料道路運営事業の実施		
施策・事業名称		民間事業者による公社管理道路運営事業		
都道府県名		愛知県	本件問合先	建設部道路建設課有料道路室 052-954-6537 dourokensetsu@pref.aichi.lg.jp
事業実施期間		平成 28 年 10 月 1 日 ～ 平成 58 年 3 月 31 日		
施策のポイント		愛知県道路公社が管理する有料道路(全 9 路線のうち 8 路線※)について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として収受させる等、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施する。 このことにより、低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現及び確実な償還の実施を図る。 ※8 路線=南知多道路、知多半島道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、猿投グリーンロード、衣浦トンネル、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路		
内容		民間事業者(優先交渉権者※が設立した SPC(特別目的会社)の愛知道路コンセッション株式会社)は、有料道路 8 路線の運営権(最長平成 58 年 3 月 31 日まで(路線により異なる))の設定を受けて、公社との間で実施契約を締結し、運営権の存続期間中に次の 4 つの業務を行う。 ※優先交渉権者=前田グループ(代表企業:前田建設工業株式会社) (1)維持管理・運営業務 ・交通管理業務、維持業務、施設点検及び修繕業務、危機管理対応業務並びに運営業務 (2)改築業務 ・武豊北インターチェンジ(仮称)の新設、りんくうインターチェンジ出口の追加、大府パーキングエリア(下り線)(仮称)及び阿久比パーキングエリア(上り線)(仮称)の新設 等 (3)附帯事業に係る業務 ・パーキングエリアにおける売店、食堂及び自動販売機の営業 (4)任意事業に係る業務(優先交渉権者による提案) ・阿久比パーキングエリア(上り線)(仮称)に連結する食と安らぎのリゾート施設「愛知多の大地」の整備、中部臨空都市(空港島)へのインターナショナルブランドホテルの誘致、地域産業(酪農)と連携したバイオガス発電事業の実施、物流拠点の整備 半田中央 JCT 中部国際空港連絡道路 PA 施設（大府レストラン棟） コンセッション事業開始セレモニー		

<table>
<tr><td>17</td><td>タイトル</td><td colspan="3">失敗は KAIZEN のもと</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">申請者の目線で考えたパスポート申請手続きの改善</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>三重県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">伊賀地域防災総合事務所
0595-24-8000
gchiiki@pref.mie.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 27 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">パスポートを取得するまでには、必要書類の用意・申請書の記入及び規定に沿った写真審査など、細かな要件が多く、県民の皆さんにとってわかりにくい部分が多々ある。
このような問題意識から、三重県伊賀地域防災総合事務所旅券コーナーでは、スムーズに手続きを行っていただけるよう、「申請者の目線」で、手続の流れや審査基準の説明などが、少しでも分かりやすくなるように改善を重ねた。
加えて、失敗も教訓として活用できるよう、「トラブル対応データベース」を作成した。
これらにより、スムーズな申請が図られた結果、全庁的に実施している「接遇・サービス提供に関する実態調査」において、来庁者からの満足度が 98.2 パーセントと高い結果を残すことができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">主な改善内容は下記の 3 点である。

(1)「ここは押さえて!申請のツボ」
申請にあたって、押さえておくべきポイントをまとめたチラシを作成し、申請書類と合わせて配布した。作成にあたっては、職員が実際に申請書を書いてみるなど、申請者目線のチラシとなる様に努めている。
また、伊賀地域の申請窓口は基本的に県庁舎であるが、名張市は権限移譲により市役所内に申請窓口を持っているため、名張市民は市役所で申請を行う必要がある。このため、名張市民が誤って県庁舎に申請に来ることがないよう、窓口となる電話番号を居住市別にタウンワークに記載するとともに、電話や旅券コーナー窓口での応対時にもまず最初に住所を確認することを徹底した。

(2)「写真は見た目が 10 割」
パスポート用写真について、提出されたものが外務省の規格に合わず、撮り直しによる手戻りが頻発していた。
そこで、申請前に事前説明を受けに来た方の目に留まるよう、写真規格ポスターの配置場所を「動線」・「視線」に配慮した見直しを行うとともに、市内の写真館にもポスターを送付し、協力依頼の電話などの働きかけを行った。

(3)「NG は恥だが役に立つ」
申請者への対応について、対応状況(失敗も含めて)をデータベースとして蓄積を行うことで、対応を属人化させることなく、組織として共有することで、スムーズな対応の継続(深化)につなげている。
この取組によって人事異動で担当者が替わっても、注意すべき点がわかりやすくなり職員からも好評である。

上記に加え、旅券担当職員全員が接遇研修を受講し、旅券申請の手続き短縮するなど、来庁者目線での取組を進めた結果、全庁的に実施している「接遇・サービス提供に関する実態調査」において、来庁者からの満足度が 98.2 パーセントと高い成果を残すことができた。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>18</td><td>タイトル</td><td colspan="3">コンビニ収納サービス活用による診療費等未収金の発生防止</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">診療費等のコンビニ収納サービス活用</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>福井県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">健康福祉部地域医療
0776-20-0383
iryou@pref.fukui.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 28 年 1 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">患者の診療費等の支払い利便性が高まるコンビニ収納サービスを導入することにより、未収金の発生を防止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1.施策・事業の立案の背景(課題など)
診療費等の未収金の発生を防止するため、病院内の窓口や自動支払機での収納に加え、クレジットカード収納や金融機関窓口での収納など収納方法を拡大したほか、未納者の自動再来受付機による外来受付を停止するなど、未収金の発生防止に取り組んでいる。しかし、毎年度未収金が発生しており、未収金の回収とともに、発生防止の取組みの強化が急務となっている。

2.事業概要
診療費等のコンビニでの収納を導入

3.施策・事業の効果(成果)
当日徴収が困難な患者からの診療費等徴収額 約 65 万円(H29)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>19</td><td>タイトル</td><td colspan="3">タブレット端末を活用し、県民に事業を動画、画像で分かりやすく説明</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">出先機関等へのタブレット端末導入事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>福井県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">総務部人事企画課
0776-20-0240
jinji-kikaku@pref.fukui.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 28 年 7 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">出先機関にタブレット端末を導入し、県民に健康指導や農林水産業の技術普及等を、動画や写真等により分かりやすく説明することで、サービス向上を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 施策・事業の立案の背景(課題など)
第四次行財政改革実行プラン(平成 27 年度～平成 30 年度)の策定に伴い、「県民視点に立った行政サービス向上」を 10 の方針の 1 つとして推進することとした。
各出先機関では、県民との対話を重視し、現場において、画像や動画を活用した分かりやすい説明が求められていた。
このため、出先機関等に携帯可能なタブレット端末を導入し、県民に動画や写真等により事業等を分かりやすく説明するとともに、現場で記録作成を行うなど、業務効率化を高めることとした。

2 事業概要
各健康福祉センター、総合福祉相談所、敦賀児童相談所および各農林総合事務所 計 16 出先機関 各 1 台

3 施策・事業の効果(成果)
・健康福祉センターにおいて、結核接触者健診時に、外国人(ブラジル人)にポルトガル語表記により説明
・農林総合事務所において、キャベツの病害虫の写真を実際に見せ、病害虫の特定、防除薬剤選定を現場で実施</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>20</td><td>タイトル</td><td colspan="3">全庁が連携して税外未収入金対策を推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">全庁的な税外未収入金縮減対策の実施および進行管理</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>福井県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">総務部税務
0776-20-0515
zeimuka@pref.fukui.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 26 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">・全庁を挙げて税外未収入金対策に取り組む姿勢を明確化するため、縮減対策会議を設置するとともに、主な債権所管課等を構成員とする対策会議を設置
・各債権所管課において縮減目標を設定し、縮減対策会議において進行管理を実施
・外部専門家(弁護士等)を活用した債権回収等支援体制の整備</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 施策・事業の立案の背景(課題など)
歳入確保が求められる中、債権所管課によって対応にばらつきがある使用料や貸付金等の未収入金対策について、より積極的に収入未済額の圧縮を図るため、各部局が一体となって効率的な徴収に取り組むこととした。
なお、第四次行財政改革実行プラン(平成 27 年度～平成 30 年度)の策定に伴い、「健全財政の堅持」を 10 の方針の 1 つとし、歳入の確保が位置付けられている。

2 事業概要
・縮減対策会議(主な未収入金所管課長で構成)において縮減目標を設定し、
当初および年度途中にヒアリングを行うなど全庁的に進行管理を実施
・債権管理の基本マニュアルを改訂し全庁に配布するとともに、平成 27 年 度から債権回収アドバイザーとして弁護士を配置し、研修・相談に活用
・平成 27 年度に債権管理の基本マニュアルを再度改訂し、私債権の債権放棄のためのガイドラインを追加

3 施策・事業の効果(成果)
全庁的な連携の強化、債権所管課における縮減方針の浸透と取組の実施</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>21</td><td>タイトル</td><td colspan="3">専任職員・国際交流員による SNS・動画配信サイトを活用した情報発</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">専任職員・国際交流員による SNS・動画配信サイトを活用した情報発</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>福井県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">広報課
0776-20-0219
kouhou@pref.fukui.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 施策・事業の立案の背景(課題など)
第四次行財政改革実行プラン(平成 27 年度～平成 30 年度)の策定に伴い、SNS や動画を用いて、県外出身者の視点から見る福井の魅力の情報収集・発信の強化を図ることとした。

福井しあわせ国体･福井しあわせ元気大会の開催や福井県内における北陸新幹線の開業など、変わり続ける福井県の姿や、「幸福度日本一」と評価される福井県ならではの魅力を、県外や海外在住者に向けてより積極的かつタイムリーに発信することを目的。

2 事業概要
フェイスブック、インスタグラム等の SNS、ユーチューブ等の動画配信サイト等を活用し、県外向けに幸福度日本一の福井の魅力や観光地、食、自然、産業などを専任職員が実際に体験・取材し発信。また、海外向けに外国人ならではの視点から福井の魅力、観光地、文化などを広報課に配属された国際交流員が発信。

3 施策・事業の効果(成果)
SNS については週 3 件以上、動画については月 1 本発信し、県外向け・海外向け合わせて SNS の閲覧者は約 170 万人、動画の視聴回数は約 24 万回となっている。また、テレビ、新聞、雑誌等においても取り組みが掲載され、福井県の認知度向上に貢献している。</td></tr>
</table>

22	タイトル	嶺南地域出身の県内学生に対する県職員住宅の貸付		
施策・事業名称		福井県職員住宅貸付制度		
都道府県名		福井県	本件問合先	総務部大学・私学振興 0776-20-0245 daishi@pref.fukui.lg.jp
事業実施期間		平成 28 年 4 月 1 日 ～		
施策のポイント		県内高校生の県内進学を支援するため、県職員住宅を貸付		
内容		1 施策・事業の立案の背景(課題など) 第四次行財政改革実行プラン(平成 27 年度～平成 30 年度)の策定に伴い、「県有資産のマネジメント強化」を 10 の方針の 1 つとし、県内の大学生等に対して、県有施設の貸出を推進することとした。 福井県は大きく嶺北地区と嶺南地区があるが、特に嶺南地区においては、大学等が少ないこともあり、大学等進学者の約 8 割が県外に流出している。(県内平均は 5 割)このため、1 人でも多くの地元高校卒業生が県内の大学等に進学することにより、若者の県外流出を抑制する必要がある。 2 事業概要 県内大学等への進学者の住居費などの経済的負担を軽減できるよう県が所有する職員住宅の空き室を大学生に貸し出す制度。 県は大学と直接契約ができるよう公有財産の運用規則を一部見直し。 県内高校の受験を控えた県内高校生に対し、高校で行われる進路指導の機会を捉え、本制度を強くアピールするとともに、県内大学等に対し、制度周知等のチラシを配布。 3 施策・事業の効果(成果) 新たな公費支出を伴わず、嶺南地区から 3 人の生徒が新たに県内大学等へ進学するなど、本県から県外への若者流出の抑制に寄与した。 制度周知チラシ表 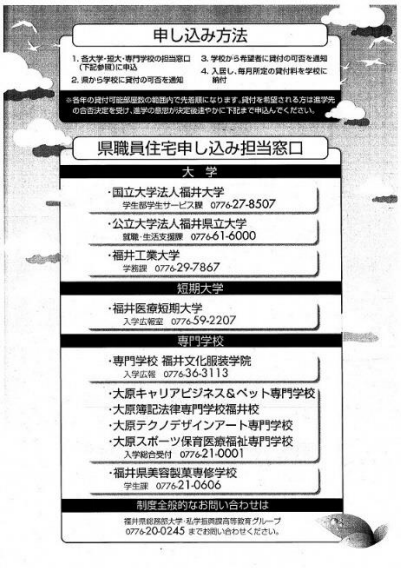 制度周知チラシ裏		

<table>
<tr><td>23</td><td>タイトル</td><td colspan="3">建設業許可手続きの混雑解消</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">建設業許可新規申請等の予約制</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>滋賀県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">土木交通部監理課建設業係
077-528-4114
ha00@pref.shiga.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 27 年 8 月 3 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">【目的】
建設業許可の申請受付について、不規則に申請が集中することで窓口が混雑し、申請者の待ち時間が長くなるケースが散見されていた。このため、住民サービス向上の観点から、このような状況を改善するため、建設業許可申請の一部について、予約制を実施した。

【取組内容】
■予約対象
(1)新規 (2)許可換え新規 (3)般特新規 (4)業種追加
(5)上記を含む組み合わせ(業種追加+更新など)
(6)上記に係る事前のご相談や予備審査(事前の書類チェック)
■予約方法
申請の 1 か月前から前日までに、電話により予約を行う。
■予約コマ
月・水・金曜日(土日祝、閉庁時除く)のうち下記の時間割から申請 1 件につき、(1)～(4)のうち 1 コマを選択する。
(1) 9 時から (2)10 時 30 分から (3)13 時から (4)14 時 30 分から
■予約受付時間
9 時～12 時、13 時～17 時(土日祝、閉庁時除く)

【取組による効果】
申請件数の平準化が図られたことにより、申請者(業者、行政書士)の申請待ち時間が削減された。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>24</td><td>タイトル</td><td colspan="3">民間資金活用型 ESCO 事業の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">民間資金活用型 ESCO 事業 ESCO:Energy Service Company の略(エスコと読む)</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>大阪府</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">住宅まちづくり部公共建築室設備課
06-6210-9799
kokyokenchiku-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">◆課題分析・目標
本事業は、既存庁舎等を民間の資金とノウハウで省エネルギー化改修し、省エネルギー化による光熱水費の削減分で改修工事に係る経費等を償還し、残余を自治体と ESCO 事業者の利益とする事業。
大阪府では、平成 16 年 7 月に行政計画である「大阪府 ESCO アクションプラン」を策定し、府有施設への ESCO 事業を推進してきたが、LED や高効率空調等の省エネ技術の動向を踏まえ、ESCO 可能性の再調査や新たな導入施設の検討などプランの見直し・点検を行い、平成 27 年 2 月に新たに「新・大阪府 ESCO アクションプラン」を策定した。新プランでは、平成 27 年～36 年度の 10 年間で、府有施設 82 施設を対象に、従来計画に上乗せで光熱水費削減累計額 60 億円、省エネ率平均約 15%、二酸化炭素の排出削減量年間約 8,700 トンを目標とする。

◆取組み内容
大阪府は、これまでに 31 事業 84 施設で ESCO 事業を実施し、導入効果は光熱水費削減累計額約 82 億円(年間約 7.8 億円)、省エネ率平均約 28.2%、二酸化炭素の排出削減量は約 19 万 2 トン(年間約 1 万 7 千トン)になっている(うち 13 施設については契約満了)。
また、ESCO 事業を実施した 84 施設のうち、契約が満了した府民センタービル 3 所において、光熱水費の削減分に加え、老朽化した設備機器の改修費用を本府が別途加算する「設備更新型 ESCO 事業」による再 ESCO を実施し、ESCO サービスを開始している。
ESCO 事業は、既存庁舎等の省エネルギー改修にあたり、事業者の自由で独創的なノウハウによる最新省エネルギー機器の積極的な採用に寄与するとともに、例えば照明の LED 化による明るさや利便性の向上、最新空調設備導入による快適な空調環境の提供など、来庁者、住民サービスの一層の向上にも役立っている。
平成 30 年度は「複数施設の一括事業化」の手法を活用し、警察署や府営公園等の新規公募を実施し、府有施設のさらなる省エネ化を図る。また、「大阪府市町村 ESCO 会議」を開催し、府内市町村に対して ESCO 事業の導入を働きかける。併せて、建物の省エネ度合いを簡易に見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」により、府内市町村や民間建築物への ESCO 事業の普及促進を図る。
なお、全国自治体初で実施した府立母子保健総合医療センターESCO 事業は、平成 14 年度省エネルギー優秀事例として経済産業大臣賞を受賞。 ESCO 事業や屋根貸し事業、省エネ提案型総合評価入札に係る取組みが評価され、平成 26 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰、平成 27 年度ジャパン・レジリエンス・アワード(強靭化大賞)先進エネルギー自治体賞優良賞を受賞。また、平成 29 年度には本府 ESCO 事業の取組みが評価され、低炭素杯 2018 環境大臣賞市民部門金賞を受賞している。

*事業のメリット
(1)建築物の省エネルギー化・地球温暖化対策の推進、(2)民間の資金・ノウハウの活用による経費(光熱水費)節減、(3)省エネビジネスの育成</td></tr>
</table>

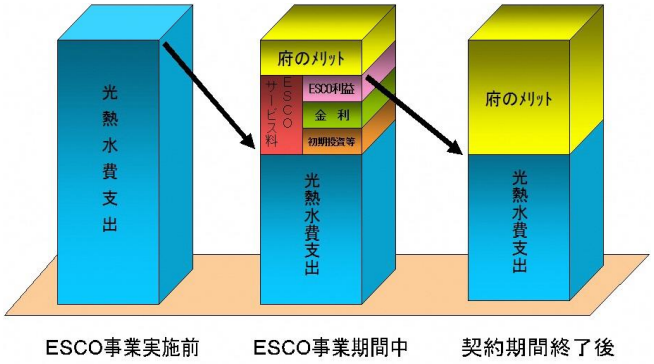

ＥＳＣＯ事業の経費と利益配分

<table>
<tr><td>25</td><td>タイトル</td><td colspan="3">中小企業融資制度における県・政令指定都市の連携・協調</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">県・神戸市の制度融資における連携・協調</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>兵庫県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">産業労働部産業振興局地域金融室
078-362-3321
chiikikinyu@pref.hyogo.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 29 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">政令指定都市(神戸市)に所在する中小企業者の利便性向上のため、県と神戸市が連携・協調して制度融資を実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 県と神戸市が連携・協調して実施する制度融資

県と政令指定都市(神戸市)で目的や対象等が類似した中小企業融資制度が存在していた。神戸市内中小企業者の利便性向上のため、県と神戸市が連携・協調して制度融資を実施
(目的)
・県内中小企業者のうち、約 3 割が集中する神戸市域における資金選択の利便性向上
・共通する広報や事務を県市で一体的に行うことにより、効率化を図る

(内容)
・平成 29 年度新規融資分から全ての資金を県に一元化
・政策的に市の独自性の強い資金は、県制度のもとで神戸市が引き続き制度設計

2 相談窓口のワンストップ化
ひょうご産業活性化センターが神戸市産業振興財団と同じビルへ移転することにより、県市総合相談窓口を設置し、ワンストップで相談対応を実施</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>26</td><td>タイトル</td><td colspan="3">鳥取県における規制改革を推進し、国を上回る目標値(30%)の行政手続きコストの削減を 1 年間で達成</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">規制改革推進事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>鳥取県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">総務部行財政改革局職員支援課
0857-26-7608
shokuinshien@pref.tottori.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 概要
本県では「県民の声」などの公聴制度を整備し、県民・団体等から幅広く意見・提言を受ける仕組みを設置し、これらから得られたご意見も踏まえて、各省庁に対しての制度改正要望や全国知事会を通じた要望活動など、規制の見直しを求めてきていた。
これを更に進め、従来から実施している規制の簡素化・合理化等に加えて、地域の活性化に繋がる規制の見直しの取組を推進するため、広く県民から規制改革に係る提案を募集するとともに、有識者等で構成する「鳥取県規制改革会議」と、県庁の全部局で構成する「鳥取県規制改革推進チーム」を設置し、規制や手続きの見直しに独自に取り組むことにより、規制改革の実現につなげることとした。

<鳥取県規制改革会議>
《構成》
高等教育機関、金融機関、市町村職員、福祉関係者、農業関係者、商工関係者、公募委員(2 名) 計 8 名
《役割》
鳥取県規制改革推進チームから報告のあった県民の提案への対応案の妥当性や、県からの見直し提案について検討
《検討事項の例》
■規制の改革
・県における規制の改革に関する事項(条例、規則等の見直し等)
・国に対する規制改革の要望に関する事項(規制緩和、権限移譲等)
■県行政の見直し
・行政手続きの効率化に関する事項(手続きの簡素化、電子申請の推進等)
・行政業務への民間活力の導入に関する事項(外部委託等の更なる推進)

<鳥取県規制改革推進チーム>
《チーム長》
総務部行財政改革局長
《構成》
各部局主管課長
《役割》
・各所管課の対応案等について情報共有し、鳥取県規制改革会議への報告内容を精査
・各部局の内部からの規制の見直し提案について意見交換等を行い、鳥取県規制改革会議への報告事項として精査

また、本県における許可・認可及び補助金の手続の行政手続コスト(事業者の作業時間)削減目標を、H29 年度末までに 30%以上削減と設定し、国を上回る目標値の行政手続コストの削減に取り組んだ。

2 取組結果
【鳥取県規制改革会議】
○規制改革提案に対する県の対応方針案の妥当性を検討。(県民提案 12 件、委員提案 10 件、庁内提案 47 件)</td></tr>
</table>

○規制改革提案により見直しを行った主なもの
・補助金の申請書の様式を一般県民が申請しやすいよう見直し(補助金の様式の見直し)
・とりネットでダウンロード可能な手続について、県民の利便性向上のため記入例を添付
・許認可の手数料について、収入証紙・現金による納付のほかに、クレジットによる納付が可能となるよう見直し
・農業施策ガイドブックをキーワード検索やスマートフォン・タブレット対応とするよう見直し
・県管理の道路、河川等の占用・使用許可更新手続に係る添付書類(位置図、前回許可証の写し、占用物件の安全確認書)を電子ファイルで管理することにより省略
・毎年開催する地域活性化に資するイベントについて、市町村の推薦が確認できれば、毎年の市町村推薦状の提出を省略できるよう見直し

【行政手続きコストの削減】
○「県民の補助金や許認可の手続に要する時間を平成 29 年度末までに 30%削減できる環境を整備する」という目標を掲げ、許認可・補助金手続きの電子申請化(とっとり電子申請サービス)、申請等書式や添付書類の見直し、Q&A の作成、審査方法の見直し等に取り組んだ結果、1 年間で 30.9%の行政手続きコストの削減が可能となり、目標を達成した。

<行政手続コストの削減結果>(単位:時間)
見直し前:401 万時間⇒見直し後:277 万時間(削減率:30.9%)
(内訳)
《補助金》見直し前:271 万時間⇒見直し後:202 万時間(削減率:25.4%)
《許認可》見直し前:130 万時間⇒見直し後:75 万時間(削減率:42.3%)

<とっとり電子申請サービスの活用拡大>
全庁的に許認可・補助金手続きの電子申請対応を進め、県民・事業者の利便性向上を図るとともに、事務作業の効率化を推進
・原則全ての許認可、補助金申請についてシステムを活用した電子申請に対応
※H16 年度～電子申請の制度運用⇒H29 年度にシステムリニューアル
・H30 年度から新たに電子申請を可能とした手続き:許認可 187 件、補助金 499 件
・H30 年度から手数料等についてクレジットカードによる電子収納を開始

〔参考:国の規制改革推進会議の動き〕
○2020 年までに営業許可・認可などの行政手続コストの 20%以上の削減を目指すとされている。

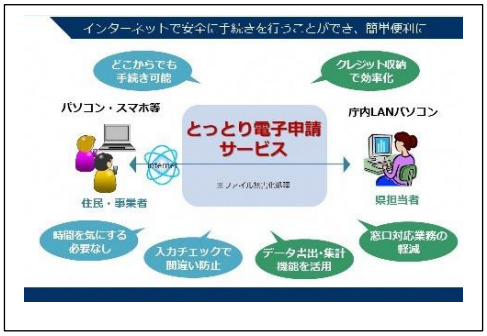

<table>
<tr><td>27</td><td>タイトル</td><td colspan="3">県内どこでも申請者にやさしい開発許可手続きを目指して</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">業務マニュアルの更新</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>岡山県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">土木部建築指導課
086-226-7503
kensido@pref.okayama.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 27 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">・業務マニュアルの更新による情報の最新化
・統一した運用の実現による申請者(事業者)の負担軽減
・県と市町村の協働による連携強化</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">都市計画法に基づく開発許可にかかる審査は、県や許可権限を有する市が行っているが、それぞれで解釈や運用に差異がないよう、これを統一し、申請者の理解を進めるために、県と市によるプロジェクトチームを設置し、合同で開発許可申請手引書の改訂を行った。

【改善前(現状・問題点)】

・ 前回の改訂から 7 年が経過しており、基準や掲載事項について変更の必要性が生じていた。
・ 解説の表現方法によって解釈にバラツキが見られた。
・ 県内許可権者(岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市)ごとに異なる運用が見られた。

【改善内容】
・ これまで県のみで行っていた改訂作業を、許可権者も参加するプロジェクトチームを立ち上げ、共同で実施した。
・ その結果、解説の解釈や運用方法の統一化が進み、申請者の理解度向上が図られた。
・ また、許可権者で新たに勉強会を立ち上げるなど、相互の交流が活発になった。</td></tr>
</table>

28	タイトル	全国初の手数料に係るコンビニ収納の実現		
施策・事業名称		全国初の手数料に係るコンビニ収納の実現		
都道府県名		広島県	本件問合先	会計管理部会計総務課 082-513-2115 kaisoumu@pref.hiroshima.lg.jp
事業実施期間		平成 25 年 11 月 1 日 ～		
施策のポイント		行政手続きに係る手数料納付に当たって,コンビニ用納付書を考案し,全国で初めて手数料をコンビニで納付できるようにした。		

内容

〔取組の背景〕
o従来,各種の証明・免許申請等の手数料については,県収入証紙により収納を行っていたが,平成 25 年 11 月より県収入証紙を廃止し,現金収納に切り替えることとなった。
o収納方法の切り替えに当たって,県内の申請者であれば,県の機関の収納窓口や県内の金融機関で納付することができるが,県外の申請者は,納付できる金融機関が限られていたことから,納付窓口の確保が課題となっていた。

〔取組のねらい〕
oコンビニ収納の導入により,次のように,申請者の負担が軽減されるとともに,利便性の向上が図られる。
・県から申請者にコンビニ納付書を郵送する
・申請者はコンビニで手数料を納付し,申請書類と一緒にコンビニ納付書に付いている領収証書と納付証明用の帳片を県へ送る。
・県から証明書等を返送する際に,領収証書は申請者へ戻し,納付証明用の帳片を県で保管する。

〔取組の具体的内容〕
・コンビニ収納用の 6 連納付書様式(画像参照)を新たに作成した

〔取組の効果〕
手数料のコンビニ収納実績
平成 25 年度:63,100 円(15 件)※11 月から本庁で証紙廃止
平成 26 年度:2,249,600 円(224 件)※11 月から地方機関で証紙廃止
平成 27 年度:8,950,240 円(1,787 件)
平成 28 年度:8,108,300 円(1,373 件)
平成 29 年度:12,541,320 円(2,278 件)

<table>
<tr><td>29</td><td>タイトル</td><td colspan="3">新たな旅券の早期発給制度の開始</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">新たな旅券の早期発給制度の開始</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>広島県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">地域政策局国際課
082-513-5603
chikokusai@pref.hiroshima.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 24 年 10 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">○旅券の発給事務については,住民の利便性の向上を図るため,通常発給の事務については全国に先駆けて全市町に移譲。
○さらに,急な用務や,旅行の直前に旅券を紛失した等により旅券の早期取得を必要としている県民ニーズに等しく対応するために,新たに,渡航目的を問わずに旅券を早期に発給する制度を,全国に先駆けて開始(従来は,限定された渡航目的のみ対応)。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">〔制度の概要〕
制度開始:平成 24 年 10 月 1 日
申請・交付場所:県庁 ※通常発給は,住所地の市町
交付日数:3 日 ※通常発給は,広島市 6 日,その他市町 8 日
申請・受取者:いずれも必ず本人 ※通常発給は,申請のみ代理可
必要書類:一般旅券申請に必要な書類に加え,早期発給願
手数料:迅速かつ確実に旅券を交付するために要する必要経費として,通常の旅券発給手数料に追加して,4,000 円の手数料を徴収

〔効果〕
平成 24 年 10 月から 1 年間の早期発給の申請件数は 724 件で,前年同時期の約 6 倍となった。
平成 29 年度の実績は 852 件</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>30</td><td>タイトル</td><td colspan="3">「現場重視」「スピード重視」に向けた取組</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">許認可等事務の迅速化・簡略化、公の施設の利便性向上</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>山口県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">総務部人事課
083-933-2036
a10200@pref.yamaguchi.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>許認可等事務の迅速化・簡略化、公の施設の利便性向上</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">○許認可等事務の迅速化・簡略化
健民からの申請に対して行う、認可、免許その他の処分等(承認や意見等を含む)に係る事務について、迅速化・簡略化に向けた検討を実施し、一部の事務について出先機関への権限委任等、事務処理手続の迅速化に向けた見直しを行った。

○公の施設の利便性向上
県の保有する公の施設について、県民の利便性向上に向けた検討を実施。
検討の結果、一部の施設について、申請様式の簡略化等の見直しを行った。</td></tr>
</table>

31	タイトル	AI を活用した FAQ サービス		
施策・事業名称		AI を活用した FAQ サービス		
都道府県名		徳島県	本件問合先	広域行政課 088-621-2012 kouikigyouseika@pref.tokushima.jp
事業実施期間		平成 30 年 3 月 1 日 ～		
施策のポイント		行政手続の簡素化による利用者の負担軽減を目的として、人工知能(AI)を活用し、利用者の求める情報を 24 時間体制で提供することを可能にするため、双方型応答システムを構築する。行政手続の簡素化は、申請者コストの削減と住民サービス向上に寄与するだけでなく、業務負担軽減による職員の「働き方改革」にもつながるものである。		
内容		■1 AI 活用双方向型民泊導入サポート事業(平成 30 年 3 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日) 民泊新法の施行(平成 30 年 6 月)を機に、「民泊を始めたい」という県民ニーズの増加が見込まれることから、施設要件や手続きの方法等の相談・問合せについて、AI 技術を活用した自然言語処理を行う自動応答システムにより、「最もふさわしい回答」を提案するとともに、24 時間休日なく運用することにより、県民の利便性の向上を図る。 (1) 実績(平成 30 年 3 月 1 日～8 月 31 日) ・アクセス数 通算 4,025 件(21.9 件/日) ・質問数 通算 10,707 件(58.2 件/日) ・回答率 95.5% (2)効果 本システムの活用により、担当部局が異なり、それぞれに対して相談・確認が必要となる県民負担が軽減され、情報の入手が容易になることで、民泊への新たな参入を加速し、民泊サービスの活性化に寄与した。 ■2 AI 活用双方向型 FAQ システム導入サポート事業(平成 30 年度) 相談業務等の増加が見込まれる次の 4 つのテーマについて、FAQ システムの構築を図る。 (1)複雑でめまぐるしく変化する食品表示制度等の「食の安全安心」に関すること (2)高齢化の進展による相談件数の増加、情報通信技術の発達による個人情報の不正入手等の「消費生活」 に関すること (3)行政窓口が多くにまたがる「障がい者雇用」に関すること (4)南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における多くの資金需要に対応する「生活資金の確保」に関すること 		

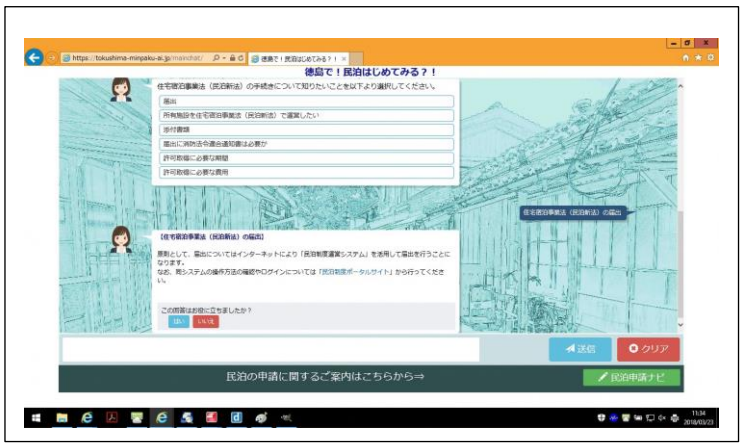
徳島で！民泊はじめてみる？！
住宅宿泊事業法（民泊新法）の手続きについて知りたいことを以下より選択してください。
届出
所有施設を住宅宿泊事業法（民泊新法）で運営したい
添付書類
届出に消防法令適合通知書は必要か
許可取得に必要な期間
許可取得に必要な費用
住宅宿泊事業法（民泊新法）の届出
原則として、届出についてはインターネットにより「民泊制度運営システム」を活用して届出を行うことになります。
なお、同システムの操作方法の確認やログインについては「民泊制度ポータルサイト」から行ってください。
この回答はお役に立ちましたか？
はい
いいえ
送信
クリア
民泊の申請に関するご案内はこちらから⇒
民泊申請ナビ

徳島で！民泊はじめてみる？！
住宅宿泊事業法（民泊新法）の届出
原則として、届出についてはインターネットにより「民泊制度運営システム」を活用して届出を行うことになります。
なお、同システムの操作方法の確認やログインについては「民泊制度ポータルサイト」から行ってください。
この回答はお役に立ちましたか？
はい
いいえ
住宅宿泊事業法（民泊新法）の添付書類について
住宅宿泊事業法（民泊新法）の添付書類
手続に必要な添付書類は「こちら」です。
また、詳しくは「民泊制度ポータルサイト」でも確認できます。
この回答はお役に立ちましたか？
はい
いいえ
送信
クリア
民泊の申請に関するご案内はこちらから⇒
民泊申請ナビ

<table>
<tr><td>32</td><td>タイトル</td><td colspan="3">EUC（エンドユーザコンピューティング）による電気工事士免状交付事務のシステム化</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">第二種電気工事士免状交付事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>愛媛県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">県民環境部防災局消防防災安全課
089-912-2320
syoubousa@pref.ehime.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 29 年 6 月～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">免状交付申請者（以下「申請者」という。）に対して、新たに複数のサービス（免状の早期交付・住民票不要・記載済み申請書と申請用封筒の送付）を行い、申請者が一定期間に県に申請するよう誘導し、期間内にあった申請は、EUC（ワード・エクセルのソフトを使用）で構築したシステムで一括して処理する。
これにより、処理時間・労力を大幅に短縮（処理時間は従前の 45 分/1 件から 5 分/1 件）するとともに、前述のとおりサービスを提供することで申請者の利便性向上・負担軽減につなげる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">【現状】
電気工事士免状（以下「免状」という。）は、一般社団法人　電気技術者試験センター（以下「センター」という。）が試験を実施し、住所を管轄する都道府県が免状を交付する。免状は、第一種と第二種の二種類があり、合格者は第一種が約 15,000 人、第二種が 56,000 人である。例年、本県では、第一種で約 100 件、第２種で約 700 件の免状交付申請を処理するが、申請に法定の期限が無いため、試験合格発表後に増加するものの、年間を通じて申請があり、職員が毎日申請の事務処理を行う非効率な形態となっている。
この対応として、28 の府県が、センター等に免状交付事務を外部委託しているが、委託料の単価が第一種で 4,445 円※（手数料 5,900 円）、第二種で　3,778 円※（手数料 5,200 円）となっており、手数料の約 70%超を要する。※外部委託している府県の平均単価
なお、愛媛県では、職員が直接事務を行っている。
【課題と解決方法】
免状交付事務のうち、第一種は法定の実務経験などの内容審査を含むが、第二種は概ね形式審査のみで、システム化による大量一括処理に適している。
課題は、一定期間にいかに申請を大量に収集できるかであるが、センターが合格発表時に県に送付する合格者の情報（電子データ）と職員が EUC で構築したシステムを使用して新たに以下のサービスを行い、申請者を県が設定した期間（概ね合格発表から３週間）までに申請するよう誘導することで解決した。
【新たなサービス】
・記載済み申請書の送付
予め主要な部分を印字して申請者に送付する。申請者の負担を軽減し速やかな申請が促されるとともに、審査事務も軽減できる。
・免状の早期交付
記載済み申請書で期限までに申請すれば従前より早く交付されることを通知する。
・住民票不要
申請が大量になることで住基一括システムによる本人確認が可能になり、多くの県が任意提出を求めている住民票を本県では不要とし申請者の負担を軽減。
・申請用封筒の送付
申請者の負担を軽減することで速やかな申請が促される。
以上のサービスを実施することで、平成 29 年度は合格者の約 9 割から申請があり、これをシステムで一括して処理して処理時間・労力を大幅に短縮（従前の 45 分/1 件から 5 分/1 件））した。また、前述のとおりサービスを提供することで申請者の利便性向上につなげた。
なお、従前の処理と比較し、記載済みの申請書を送付する費用等が新たに発生したが、第二種の合格者は高校生が多いことから、県立高校等の協力を得て、担当教師から生徒に交付し、免状の郵送料を削減し、従前と変わらない費用で処理できた。
また、期限までの提出は任意であり、期限後の申請も従前のとおり交付する。</td></tr>
</table>

33	タイトル	名義後援申請書様式の統一による利便性の向上		
施策･事業名称		名義後援申請書様式の統一による利便性の向上		
都道府県名		愛媛県	本件問合先	スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課 089-947-5564 chiikisports@pref.ehime.lg.jp
事業実施期間		平成 30 年 4 月～		
施策のポイント				
内容		【現状と課題】 愛媛県及び松山市では、文化・スポーツ事業の名義後援申請が非常に多く、また、申請者は県・松山市両方に申請するケースが多い状況にあり、様式を統一することで申請者の負担軽減が期待される。件数の多い文化･スポーツ事業において様式の統一を図り、可能な限りその他の事業や他市町に広がることを目指す。 【連携・一体化の取組】 県・県教育委員会・松山市・　松山市教育委員会が後援申請書（文化・スポーツ事業）の様式を統一する。 （県教育委員会では、文化・スポーツ事業を含む全般に関して統一様式を使用） 【取組による効果】 ☆様式を統一することで、後援申請者の資料作成にかかる負担軽減につながる。 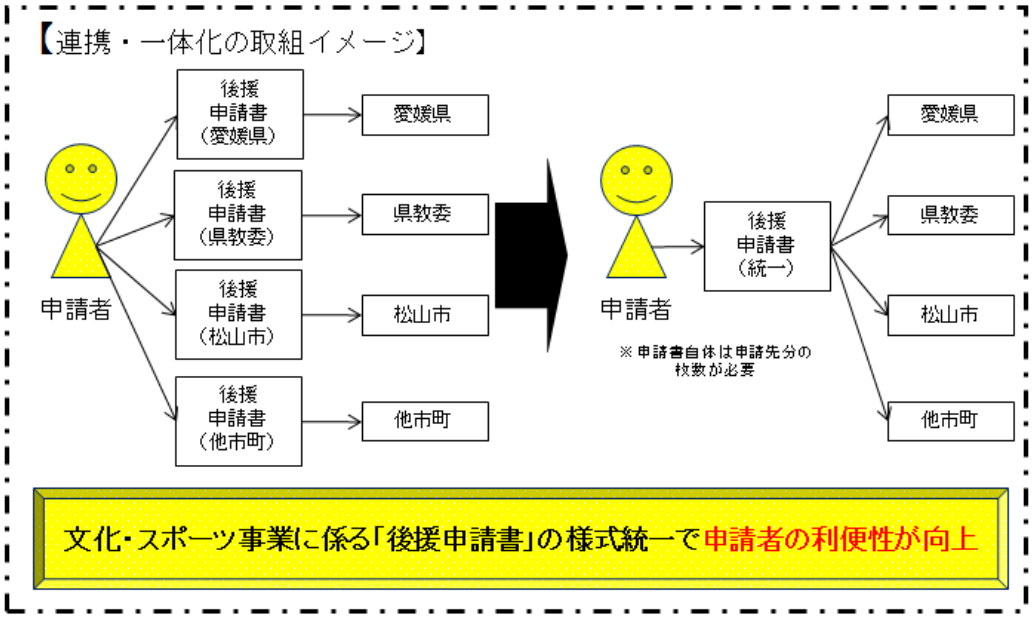 		

34	タイトル	県版構造改革特区「えひめ夢提案制度」		
施策・事業名称		県版構造改革特区「えひめ夢提案制度」		
都道府県名		愛媛県	本件問合先	企画振興部地域振興局地域政策課 089-912-2235 chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp
事業実施期間				
施策のポイント				
内容		平成 17 年４月に創設された本制度は、まず市町等が自発的に活性化方策を立案し、それを受けた愛媛県が、その計画の実現に必要な県の権限に属する規制の緩和や各種支援措置を行うことにより、地域独自の特色ある活性化を図るものである。 制度の特徴としては、企業や団体等においては、障害となる規制等の特定が困難であることに加え、提案の実現に向けては、国や市町と連携して支援すべきものもあることから、県が権限の所在にかかわらずワンストップで提案を受け付け、県としての検討に加え、国への特区提案等を促したり、市町等の担当機関への検討依頼を行うこととしている点である。 なお、本制度は、地域の「自助と自立の精神」による取組みに対する支援を目的としていることから、提案者自らが具体的な取組みをする場合を対象とし、単なる政策提案等は対象としていない。また、原則として、従来型の財政措置は講じないこととしている。 ○ 受け付ける提案の範囲 県が定めた規制の緩和やその他の支援 ・ 県の各種規制(条例、規則、要綱等)の緩和 ・ 行政手続の簡素化・各種基準の緩和 ・ 県有遊休施設の有効活用 など ※原則として、新たな財政負担を求めるものは対象外。 ただし、地域づくり団体等が、夢提案制度による県独自の規制緩和等を活用して事業実施する場合に利用できる補助制度あり。 ○ 提案者 企業、ＮＰＯ 法人、個人、市町など誰でも (自らが具体的な取組みをする際に、規制などでお困りの方に限る。) ○ 提案募集期間 年２回（春、秋）、各１ヶ月間の募集 ○ 提案方法 えひめ夢提案様式（県ホームページからダウンロード可）に記入のうえ、愛媛県企画振興部地域振興局地域政策課までＥメール、郵送、ＦＡＸ または持参。 タンデム自転車		

<table>
<tr><td>35</td><td>タイトル</td><td colspan="3">民間活力を活用した県有地の有効活用</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策・事業名称</td><td colspan="3">都市部の庁舎の敷地有効活用事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>福岡県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">総務部財産活用課 財産活用係 09
2-643-3235
z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 26 年 11 月 28 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">都市部の県有地について、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用(PPP/PFI)することにより、建替えや維持管理に係る費用の削減を図るとともに、地域の活性化及び地域における民間の事業機会を創出</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">1 取組前の状況
・都市部の県有地は容積率が大きいにもかかわらず、公的利用だけではその容積率を十分に使いきれていない。
・県施設の今後の建替えや維持管理に係る費用の削減が課題となっている。

2 取組の概要
下記の条件で事業者を公募する。
・事業者は県有地を長期間借り受け(一般定期借地契約)、県に地代を支払う。
・事業者は県施設を解体の上、技術・ノウハウ、資金等を活かして新施設を建築し、管理・運用する。
・事業者は新施設の一部を県事務所として県に賃貸する。

3 取組の実績(平成 26 年 11 月 28 日公募の例)
(1)県有地
・所在地:東京都千代田区麹町
・面 積:2,469.74 ㎡
・用途地域:第 2 種住居地域(建ぺい率 60%、容積率 400%)

(2)県施設(旧用途)
・用途:ホテル及び県東京事務所
・規模:地上 4 階地下 1 階、延床面積 4,556.54 ㎡
・竣工:昭和 54 年 3 月

(3)新施設
・用途:賃貸オフィスビル(一部に県の事務所等が入居)
・規模:地上 7 階地下 1 階、延床面積 11,674.49 ㎡
・竣工:平成 30 年 10 月

4 取組の効果
(1)県
・財政効果(事務所等の賃借料約 6 千万円/年を要するが、地代収入は約 3 億 4 千万円/年)
・今後の建替えや維持管理に要する費用が不要となったこと

(2)住民等
雇用や集客、交流等の場の創出=まちの活性化

(3)事業者
事業機会の獲得</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>36</td><td>タイトル</td><td colspan="3">現場目線の佐賀モデル ～事業者とのコラボで ワンランク上のキャンプ場 へ ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">波戸岬(はどみさき)海浜公園キャンプ場整備事業等</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>佐賀県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">県民環境部 有明海再生・自然環境課
0952-25-7080
ariakekaisaisei@pref.saga.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 29 年 4 月 1 日 ～
平成 30 年 7 月 27 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">○ 玄海国定公園内に位置する波戸岬海浜公園は、東松浦半島の北端に位置し、玄界灘を眺めるロケーションが最高で毎年、多くの観光客で賑わう観光スポットであり、この一角に 1973 年県営キャンプ場を整備。
○ 利用者は、1998 年をピークに減少傾向にあり、利用者の低迷が続いていた。
○ こうした中、国の地方創生政策を契機に、新たな利用者の確保を図るとともに、リピーターを増やし、「九州最強の公営キャンプ場」を目指すとして、見直しに着手。
○ 利用客や民間のキャンプ場運営者等の生の声を聞き、現在のトレンドとして何が求められているか徹底的に分析し、施設整備やサービス内容を大幅に見直し。(国の地方創生拠点整備交付金を活用)
○ これまではキャンプ場の管理・運営に民間からの応募は無く、地元の市が担っていた(指定管理制度の活用)が見直した結果、現在は、全国でキャンプ事業の実績のある民間事業者が管理・運営を行っている。
○ これらの見直しを終え、2018 年 7 月 28 日からリニューアルしているが、オープン後、1 ケ月間の実績は、利用者数、利用料とも対前年同期比で伸びるなど順調な船出となっている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">【住民(利用者)や事業者視点を取り入れた見直し内容】

1 キャンプ場管理者の見直し
キャンプ場運営を初めて、全国でキャンプ事業の実績の豊富な民間事業者へ指定管理委託。これにより、キャンプ初心者へも現場でキャンプノウハウをアドバイスできる体制とした。

指定管理者:VILLAGE INC(ヴィレッジインク)
代表取締役:橋村和徳(佐賀県唐津市出身)
活 動 :2010 年キャンプ場 AQUA VILLAGE を開始。全国でキャンプ事業、EC 事業、商業施設事業展開

2 キャンプ場予約方法の見直し
キャンプ場の予約方法を従来の電話受付から 24 時間対応の専用ホームページ受付に切り替えた。これにより、利用者は、1 ケ月間の予約状況を把握できるため、空き日時に予約を入れるなど利用者の利便性向上を図った。また、昨今のグローバル化に対応するため、多言語表記を採用した。

3 情報発信の強化。
これまでの県による不定期情報発信から、専用ホームページや SNS を活用し、管理者がキャンプ場や周辺の観光なども交え、四季を通じた現場の変化を自由に情報発信できる仕組みとした。
また利用者の SNS 発信も PR に効果的なため、現場でインターネット環境を利用できるよう、WiFi 環境を整備した。

4 キャンプ場内の施設整備
キャンプ場内の一般サイト、オートサイトなどの区画拡張やプレミアムサイトやフリーサイトの新設など新たな整備を行った。
一般サイト 17 区画、オートサイト 31 区画・・・・・区画面積を拡張した。</td></tr>
</table>

フリーサイト・・・・利用者が好きな場所を選択可能なオーシャンビューのサイト。
プレミアムエリア・・完全プライベートで用途に応じた利用が可能。例:研修、パーティ、地域活動、合宿等
専用ウッドデッキ、コンテナハウス、トイレを整備。
その他設備・・・・・24 時間対応シャワー棟の整備。管理棟、炊事棟の改修

5 手ぶらでキャンプへの対応
利用者が手ぶらで来てもキャンプができるよう、テント、ハンモック、炭などキャンプグッズを整備し、県民の自然体験機会の確保を図った。

【波戸岬海浜公園キャンプ場概要】

1 所在地:佐賀県唐津市鎮西町名護屋 7324
2 面 積:48,500 ㎡
3 設 備:一般区画、オート区画、管理棟、炊事棟、トイレ、温水シャワー
4 整備の変遷
1973 年:一般サイト 50 区画整備
1975 年:一般サイト 25 区画増設。累計 一般 75 区画
1983 年:一般サイト 25 区画増設。累計 一般 100 区画
1998 年:一般サイト 50 区画をオートサイト 35 区画に転用。累計 一般 50 区画、オート 35 区画。
2018 年:サイト見直し。累計 一般サイト 17 区画、オートサイト 31 区画、フリーサイト、プレミアムエリア

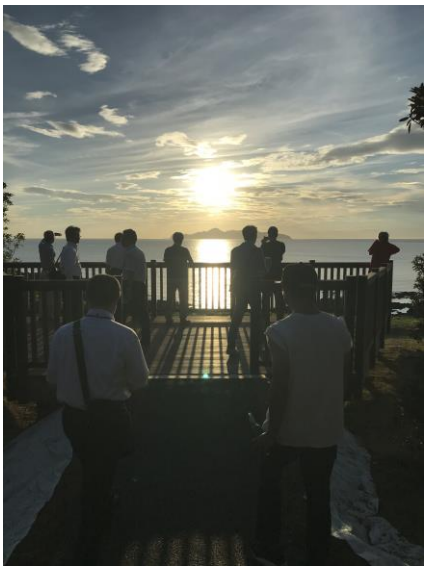

専用ウッドデッキ

キャンプ場の空撮

オートサイトの様子

<table>
<tr><td>37</td><td>タイトル</td><td colspan="3">モバイルワーク推進事業～タブレット端末で住民に迅速で分かりやすい説明を実現～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">モバイルワーク推進事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>大分県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">大分県商工労働部情報政策課
097-506-2065
a14250@pref.oita.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 29 年 10 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">これまでは、現場対応における県民からの問い合わせや依頼事項等について、一度事務所へ持ち帰り後日対応するといったリードタイムが発生し、時間がかかっていた。
また、庁内にいる職員との情報共有に遅延が発生することで、円滑に県民サービスを実施できていなかった。
これらの解決を図るため、タブレット端末を導入し、主に現場で業務を行う職員が、庁外から庁内の業務システムへアクセスできる仕組みや、庁外で撮影した画像等を庁内にいる職員とより迅速に情報共有が図れる環境を整えた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">県民ニーズの多様化に伴い、職員に求められる業務が複雑化し業務量も増加傾向にある。そこで、働き方改革の一環として職員の利便性向上を図るため、モバイルワークタブレットを導入し現場・出張先での業務を効率化する。
さらに、モバイルワークを利用することで、県民に対して、インターネット等の情報を即提供できたり、画像や映像、持ち合わせていない資料等をその場で見せることも可能となり、さらなる県民サービスの向上を目指す。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>38</td><td>タイトル</td><td colspan="3">フードビジネスに取り組む事業者の様々な相談に対応する「フードビジネス相談ステーション」の設置</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">フードビジネスに取り組む事業者の様々な相談に対応する「フードビジネス相談ステーション」の設置</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>宮崎県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">総合政策部産業政策課
0985-26-7052
sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 25 年 11 月 15 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">・食関連産業の成長産業化を図るため、フードビジネスに関する様々な相談に対してワンストップで対応する総合支援センターの設置
・新たな製品の企画・開発、パッケージデザイン等の商品化、販路拡大など、各分野の専門家によるトータルでの支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">販路拡大やデザイン、新商品開発などの各分野の専門家が、各支援機関と連携を図りながら、フードビジネスに取り組む事業者の様々な相談に応じることを通じて、利用者の事業拡大等を支援している。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>39</td><td>タイトル</td><td colspan="3">動物愛護センターの宮崎市との共同設置及びボランティアを活用した日曜日の犬猫譲渡会の開催</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策･事業名称</td><td colspan="3">動物愛護センターの宮崎市との共同設置及びボランティアを活用した日曜日の犬猫譲渡会の開催</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>宮崎県</td><td rowspan="2">本件問合先</td><td rowspan="2">人事課行政改革推進室
0985-32-4473
jinji-gyoseikaikaku@pref.miyazaki.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>平成 29 年 4 月 1 日 ～</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策のポイント</td><td colspan="3">・市町村との施設の共同設置
・ボランティア団体との連携
・日曜日の開所による住民サービスの向上</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">平成 29 年 4 月 1 日に宮崎市と共同で「みやざき動物愛護センター」を設置し、ボランティア団体との連携により、毎週日曜日に犬猫の譲渡会を開催するなど、犬猫の殺処分ゼロに向けた取組を実施している。</td></tr>
</table>